

令和元年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和元年 6月19日(水曜日) 午前9時30分開議

第17 一般質問

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君		
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君
副町	長	森谷	清	和	君
総務課長・企画財政課長		伊田		彰	君
町民課	長	元谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君
農林商工課長・農業委員会事務局長		遠藤	琢	磨	君
建設課	長	渡辺	克	人	君
上下水道課	長	原口	周	司	君
会計管理者		山内	啓	伸	君
教育委員会教育長		林	秀	貴	君
管理課	長	森谷		勇	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君
社会教育課	長	高山	橋	治	君
図書館	長	山田	洋	通	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	八	鍬	光	邦	君
議会事務局	係	中	村	隆	広	君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、森下選挙管理委員会委員長、それから坂本農業委員会会長から本日から本定例会中、欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第17、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

5番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 菊池町政がスタート、第4期目スタートしました。その中で今、いろいろな課題がみえていていると思いますが、今回は、住み慣れた地域で暮らし続ける施策について、町長に伺います。

訓子府町の人口も5千人を切り、高齢化率も38%となり、ますます過疎、少子・高齢化が進んでいます。

近年、離農や農業経営を移譲したりした後も実践会地域に住み続けている高齢者世帯が増えており、中には暮らしに不安や不便を感じて、市街地へ移り住みたいと希望している方もおりますが、持ち家があるなどの理由で公営住宅などには入れないなどの制約があります。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためにも、できるだけ長く自立した生活を続けていくためにも終の棲家をどうするかは大きな課題だと思います。

1、高齢者住宅を整備することが必要だと思いますが、どのように考えていますか。

2、安心して暮らし続けるためには、孤立を防ぐ見守り体制や生活支援なども必要かと思いますが、どのように進めていきますか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「住み慣れた地域で安心して暮らし続ける施策について」2点のお尋ねがありましたのでお答えします。

1点目の「高齢者住宅を整備することが必要だと思いますが、どのように考えていますか」とのお尋ねですが、実践会地区に居住されている高齢者の方が、市街地にある町営住宅に入居する状況といたしましては、1年間に1件程度となっておりますが、町営住宅等への入居に当たっては、現に住宅に困窮している等の条件が必要となりますので、持家のある方の入居につきましては、持家の譲渡や取り壊しなどの処分を行って入居していただいております。

近年、農業を引退した高齢者が市街地居住を希望したり、農業後継者の世帯分離が進み、後継者世帯が市街地に居住したり、従来とは違った居住形態が増加しております。また、

事業所住宅の老朽化に伴う借家対応や良好な住環境を求める傾向もあり、一定の設備が備わった住宅需要や新たな事業所等の進出に伴う職員の居住先の不足、こども園開園に伴う移住者の受け入れなど、さまざまな要因から住宅需要が高まっています。

このような状況にある中、町では高齢者をはじめ、障がい者や子育て世帯などの住宅に困窮する方々が安心して暮らせる住環境づくりに努め、将来を見据えた本町の住宅施策のあり方について検討を行っているところであります。

これまでの町の公的住宅の建設にあたっては、居室の採光を優先するため、住宅の南側を居室とし、反対の北側部分を共用スペースや玄関とした標準的なプランにより、町内の各地域に建設してまいりました。

現在、検討している住宅の構想につきましては、住棟ごとに「高齢者向け住宅」、「子育て世代向け住宅」、「単身者向け住宅」とし、この三つの住棟を、つながりのある配置計画により、コミュニティ形成が図られるよう配慮した計画としております。

具体的には、敷地中央の中庭等にコミュニティ広場を設け、三つの住棟は、これを囲むように配置することにより、広場を介して日常のコミュニケーションを誘発する空間を造り、そこに自発的にコミュニティが形成されることを期待したものであります。

また、世代間交流が図られることにより、孤独感や不安、防犯などの問題に対応する手段にもつながるものと考えております。

この住宅構想につきましては、今年度、高齢者世帯や子育て世代等を対象に町民アンケートを実施し、意見を伺うこととしております。

「高齢者住宅の整備」につきましては、今後、この町民アンケートの結果や各種計画等で実施した調査結果等を基に検討してまいりたいと考えております。

2点目に「安心して暮らし続けるためには、孤立を防ぐ見守り体制や生活支援なども必要かと思いますが、どのように進めていきますか」とのお尋ねですが、これまでも在宅福祉サービスとして、見守り体制では、愛の声かけ訪問、訪問サービス、配食サービス、災害弱者緊急通報装置設置事業を、生活支援では、ホームヘルプサービス、ショートステイ、配食サービス、高齢者健やか住宅改造費助成事業などに取り組んでまいりました。

この他に、見守りとしまして、生活協同組合コープさっぽろや北海道新聞、株式会社セブンイレブン・ジャパン、訓子府郵便局と地域見守り協定を締結し、日常業務の中での見守りをお願いしているほか、生活支援としましては、今年度から生活支援サポーターによる生活支援の仕組みを始めたところであります。

生活支援サポーターは、社会福祉協議会で事務局を持っておりますが、研修を受けた一般の方による生活支援をケアプランに基づき受けることができることになりました。30分100円と少額でゴミ出しや洗濯、掃除、町内の病院の付き添いなど多岐にわたり支援を受けることができます。これまで訪問介護でヘルパーによる介護を受けていた方が、有償ボランティアによる生活支援サポーターの支援を受けることにより、社会福祉協議会の訪問介護員も専門性を生かした身体介護や服薬管理などに専念できることになりました。

生活支援サポーターによる支援を受けるためには、ケアマネージャーが作成するケアプランを立てていただき、サービス調整会議で決定し、その後、社協において利用者とサポーターのマッチングを行い、支援を開始することになります。

生活支援サポーターの仕組みは、まだ実績はありませんが、総合事業の一環として、今

後に向けては非常に有益な仕組みと考えております。

これまでの在宅福祉サービスを継続するとともに、民間にも協力を得ながら地域の見守り体制を続け、新たな生活支援サポーターの仕組みも活用しながら、安心して暮らし続けるための見守り体制や生活支援の推進に努めていきたいと考えています。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今、町内に70歳以上で一人暮らしの高齢者の方は約150人位いらっしゃいます。男性24人、女性129人、圧倒的に女性が多いですが、また、実践会地区と市街地区ということであると、どこまで実践会、穂波なにかもありますし、そのちょっとすみ分けは社協の方では詳しくわからなかったんですが、それだけ一人暮らしの高齢者が増えているということです。また高齢者、一人暮らしでなくても、高齢者世帯の中では高齢者が高齢者を介護する老老介護、また認知症の高齢者を配偶者を高齢者が介護するなど、そういうケースも増えてきています。町長はそのような実態をどのように捉えていますか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何度かにわたっていろいろお話をさせていただきましたけども、本町の高齢化率も既に40%の声が聞こえてくるという状況にありますから、この高齢者問題というのは、町にとっては重要なやっぱり課題だというふうに捉えております。私自身も実践会地区に住んでおりますから、その状況は他との関連等含めながら非常に重要な状況だというふうに捉えています。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今回こういう質問をしたのは、3月、4月、町内を多く回り、いろんな方の声を聞く機会が多く、その中でやはり高齢者世帯が増えている。いろいろな困難を抱えている方が増えているということは実感しましたので、やはり最近、高齢者の車の事故が増えたりしていますが、大きな社会問題になってはいますが、やはりこの訓子府などでは、車なしの生活は考えられませんが、ただ、そういう方も不安を抱えながら運転しているというのが現実だと思います。また毎年のように北見、札幌など、町外に転出していく方が増えていますが、身内などがいて、町外に転出される方はまだいいと考えますが、頼る身内がなくて、この町で一生を終える。そういうことができるには、やはり住宅の問題も大きなことがあると思います。いろんな住宅改造の制度とか、いろんなことありますが、高齢者の転倒事故は戸外より室内で起きていることが多く、転倒して、転倒による骨折などで障がいが残って車いす生活になったり、寝たきりになったりするっていうケースが多くなっていると思います。そこで今、私が必要なと思うのは、やはり高齢者向けのバリアフリーの住宅が必要かなと思ったものですので、いろいろお伺いしました。これからアンケートなどで調査して需要を掘り起こしとか、調査するってことですが、今現時点で町長がこのことについて、どのように感じていらっしゃいますか。どのように認識されていますか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 河端議員もご存じのとおりですね、2000年にこの日本の福祉

制度そのものの抜本的な改革がなされてきた訳です。これは高齢者の介護保険制度も始まりましたし、福祉法案についても現状の新しい出発点として扶助から選択の時代へということに国のカードは切りました。そして施設から在宅、あるいは地域で年寄りたちを面倒をみながら生活をいつまでも生活できるような仕組みづくりということでやってまいりましたが、私どもの町も2000年から比較してですね、約20年、かなり福祉の施策はきめ細かく、そして、まだまだ十分とはいえませんが、私は私どもの努力もありまして、地域の声もあって、さまざまなサポーターや状況というのは、やっぱり作り変えてきたというのは事実でないかと。ここはやっぱり認めなきゃいけないというふうに私は思います。タクシーサービスにしても、あるいはバスで北見に行くにしても、足の確保や、そして末広等の住宅を見ていただいたらおわかりだと思いますけども、1DK・2DKをみても全部段差がなくなってきたりですね、非常にそれぞれの職員たちも含めて努力しながら高齢者向けの住宅を建ててきているということも事実であります。しかしこれがいいのかと、これでいいのかということであれば、まだまだ私たちは考えていかなきゃならない。現実のものにしていかなきゃならないということではないかなと思います。住宅問題に限っていいますと、昨日もちょっとお話させていただきましたが、私は前からいつているシルバーハウジングというような、1階に年寄り、2階に若者という住宅のやっぱり現実的には非常に難しいという、今、職員の中でもプロジェクトチームの中で議論になっています。ですから先ほども言ったようにコミュニティ団地形成を何とかしようと。建設課の職員を中心にしながら、この計画を練って、今7月の広報にアンケートを配る、若者にアンケートを配ったり、それから高齢者にアンケートを配って、すなわち今までは一方通行的な向き方だったものが、やっぱり子育て世代や若者世代、高齢者世帯と一緒に居住して広場を中心にしながら交流ができるような、そういうタウンづくりとか、そういうものがこれから必要になってくるんでないかという、これもまあ職員の提案でありますので、これらについての率直な意見をですね、いただきながら住環境については、これから建設するにあたっては考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに、それもしかもしも急ぐという状況は、高齢者だけではなくて、若い人たちにとっても、今、わが町にとっては、住宅問題というのは近々の課題だというふうに捉えています。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 末広の高齢者用のバリアフリー住宅は姉が入居させていただいたしたので、とても内容はわかっておりますし、ああいうような住宅がこれから建てるとしたら、ああいうようなバリアフリーでということを考えていると思いますが、やはりバリアフリーだと転倒事故なにかも起きづらいということもありまして、これから建てるとしたら、ああいう形の住宅というのが子育て世代にも高齢者にもやさしいし、いいのかなって思います。今、国が最近金融庁の試算で95歳まで夫婦で生活するには2千万円の蓄えが必要という、そんな報告があったりしまして、今、団塊の世代、もっと若い世代も含め、老後の不安が増えています。やはり安心してこの町で一生を終えることができるようにするには、今何が足りなくて、この部分を施策としてやっていかなければならないというふうに町長はどのようにお考えでしょう。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これも以前、お話したかもしれませんが、私は一つの模範

的な社会福祉のありようとしては、北欧のデンマークやスウェーデンのありようが非常に参考になるというふうに思っております。それはやっぱり年金で生涯にわたって生活できるようなことをどうやって国が国民年金や厚生年金含めてですね、ちゃんとした制度を確立していくかということだと思います。私の友人もヨーロッパの方々が何人か家にきましたけども、やっぱりこう誇り高き年金生活者ということ、貯金ももうほとんどない、しかしまあ国が制度が必ずそれらを保障してくれるんだという状況を原則的にはやっぱり作っていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っていますけども、残念ながら2千万円がどうだとか、3千万円がどうだということで、大臣が弁明に明け暮れているような状況でございますから、根本的な福祉制度の自立、将来働き続けた60歳なり65歳まで働き続けた人がやっぱり老後についてはやっぱり安心して生活できるような社会的な保障を確立していくということが大事なんではないかなというふうに思っています。累進課税といいましょうか、デンマークあたりですと、所得のほとんどが福祉やさまざまな予算の方、年金の方に若い時から積み立てしてありますけども、その間違いなく医療や福祉がその自分たちが働いていた資金が制度として生かされているという状況をやっぱり学ばなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今、抱える問題点とそれからどのように対応していくかということでお話をいただきました。今、私がこのことを一般質問にしようとした時は、やはり今の生活に不安を抱えている人がたくさんいらっしゃる。その中でも農村地区の住宅で生活して、いろいろな住宅改修とかありますけど、そういうこともしながらも、やはりもっとこう安心して暮らせるようなところに移り住みたいというお話をよく伺いましたものから、あえていろいろ伺いました。これからアンケート調査をしながら、いろんな施策をしていくということですので、まずきちんと今の状況でどのような住宅が必要なのか。それにはどういうふうに、地域も巻き込みながらやっていかなきゃいけないことだと思いますので、やはりそのあたりをきちんと状況をまた町民のニーズを把握してこれからの住宅政策を進めていただきたいと思います。何かありましたら。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これ1点目の①の部分と②の部分と合わせてご質問ということで理解してよろしいですね。

私はですね、昨年、その前の任期の時も協議体のお話をさせていただきました。前日も6月11日の1時半からささえあい講演会というのを池田昌弘さんという方が来られて大変貴重なお話をさせていただきました。私はそこで参加した七十数名の皆さんとの分科会のトークには参加できませんでしたが、いずれにしてもつながり、地域的なつながりをどう形成していくかということが極めて重要だというふうに思っています。制度の拡充はもちろんですけども、高齢者の方々がとなり近所や仲間たちと一緒に制度だけではない、さまざまなつながる共働きの活動ということがこれから求められていくのではないかなというふうに思います。これは私自身のことで言いますと自分が例えばあと4年で町長の職をやめたとすると76歳、76歳で協成でどういうそういう形を実践的に自分がやっぱり住民としてやっていくかということが問われているんじゃないかなと思います。今もいろんなこと、老人クラブに入って、缶拾いだとか、オンコの剪定とか、温泉旅行な

んか行けない場合もありますけども、かなり地域の方々と生活を見つめながら、課題というのは見えてきていますので、一人の住民としてもやっぱりこうしたことにも立ち向かっていく。参加していく。そして仲間を得ていく。そして職業や世代を超えた人たちとのつながりというのは、これからとっても大事になってくるんじゃないかなというふうに思っていますので、これらについても、さらにまたつながる共働きの活動がうんと広がり求められるような、支え合う関係というのは、やっぱりちゃんと作っていかなくちゃいけないなというふうに思っています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） ホームページの方で空き家バンクって検索しましたら、訓子府も出てきました。住み替えしたり、家が、持家がありながら住み替えしたいと希望している方たちにも、やはり今、持家があるからってということですが、家が処分できなくても住宅に入れるとか、そういうようなこともしながら、あとホームページの空き家バンクは1件だったと思うんですけど、いろんなツールってあると思いますし、都会の方で田舎に住みたいっていう、また訓子府みたいな町で子育てしたいと思っている方もいるかもしれません。だから空き家に、今まで住んでいたところから市街地に移り住んだりして空き家になったり、いろんなことがこれからもどんどん出てくるとは思いますけど、そういうことも住宅業者ってということだけでなく、町の空き家バンクに登録してもらって、また道外の人にも北海道で住みませんかみたいな、そういう情報の発信の仕方もできるのかなって思っていますけどいかがですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まったくそのとおりであります。今、空き家バンクやっていますが、民民の関係を行政がサポートしてその機会を提供していくという基本的なスタンスを持っています。例えば空き家に登録をしたい、売りたい、貸したい、それを広報というよりも、町のホームページにのせながら、そしてそれを希望がある人がそれで住宅を買ったり求めたり、それに対して、住宅改造やいろんな支援制度をセットしながらやっているというのが現状です。これはですね、一定でいきますと、その線からどうしていくのかということが、議員おっしゃるとおり必要なんではないかと。だから逆に言うと、もっと打って出るような広報活動というのは、広報公聴というのはやっぱり必要なんではないのかなっていうふうに思っています。例えば今、駒里で1件空こうとしています。その家をホクレンの住宅に、ホクレンに働きかけて、こっちから働きかけてでも、どうですかと、住宅が足りないということであれば、隣近所ですと、農業試験場も含めてですね、しかし農試は空き家がありますので、そんなことは言える状態ではないと思いますけども、こういったですね、やっぱり打って出るようなことをですね、必要なんではないか。そのためには今、企画財政課でやっているレベルでは僕は駄目だと思っています。だから新しいセクションで住環境やいろんなことも含めたセットでですね、一緒になって取り組んでいくような状況を作っていかなくちゃならないというのが今回新たにやっついこうということを考えていますので、ここもまたこれからもう少し具体化していかなくちゃなりませんけども、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 実践会地区から街に移り住んだら当然その実践会地区の家が空きますし、空き家が増えるということですので、やはり空き家対策とそれから高齢者の住まいを確保するというのは切っても切り離せない施策だと思いますので、今いろいろな取り組みを始めようとするところとお聞きしましたので、街に移り住んで空き家になった、その空き家対策、それと移り住めるような高齢者の住宅対策、それは車の両輪だと思いますので、そういうことで進めていただきたいなと思います。最後ですが、町長はどこでどのように最後迎えたいと言ったらおかしいんですけど、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。これは私ちょっと失礼かもしれないんですけど、この町で一生を終えたいと思う覚悟があるのか、ないのかで、随分考え方も違うのかなと思いますので、あえて伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に率直な質問をいただきました。これはまあ何度かここでも答弁したかもしれませんが、私はもう母が亡くなった時からお墓を建てさせていただきましたし、住宅も今、協成で非常に理想郷だとか思っていますので、可能な限り、あそこで生活できるような状況を作っていきたいですし、駄目であったとしても、何とか町内でとどめて、この町の行く末を見つめたいというふうに思っていますから、もう覚悟はもうどうに訓子府で住み続けるということに考えています。大変私はどこで住んでもそれは素晴らしいことだと思うんですけども、谷本泰三郎さん、さらに2代目の渡邊義夫さん、3代目の佐藤忠義さん、4代目の深見定雄さん、いずれの町長もこの町で最後を閉じたいという思いでなっている先輩たちですので、私はその点では、それぞれの4人の方々を尊敬していますし、そこに学びたいと。中にはよその町を見てるとね、町長勇退したら1か月も経たないうちに札幌行ったとかって町もあるようですけども、そんなことにはならないように、いい町を作っていきたいと思っています。

それから、さっきの話ちょっと戻りますけども、開盛の奥に名前もう言ってもいいと思いますけども、かつての安孫子善次郎さんが住んでいた家、これもまあ二転三転いろいろありましたけども、空き家バンクの登録をいただきながら、帯広の方が住宅のみだけではなくて、土地も含めて買わせていただきたいということも出てきていますから、そういう点でいうと時間かかりますけども、こういったことも地道に、一方では大胆に、住宅政策というのは進めていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 私もこの町で一生を終えるつもりですし、やはりそれには今何が足りないのか、こういうことがあれば住み続けられるのかなということ考えた時、こういうお話をさせていただきました。今いろいろな取り組みを考えていらっしゃるようなので、誰もが安心して住み続けられるような施策をこれからも一層お願いして、次の質問に移ります。

周年事業の考え方について、町長に伺います。

来年は、訓子府町が置戸町から分村して100周年、昭和26年の町制施行から70年になります。町政執行方針の中で「町民と共に100周年の成功と未来に向けた町づくり」について触れています。

過去に行われた周年事業について調べてみると、これまでに開基、開町、町制施行など

の節目で行われていますが、最近では、平成28年に開基120年記念事業が盛大に行われたことが記憶に新しいところです。先人の労苦に感謝し、これからのまちづくりを考えることが周年事業の意義だと思いますが、開基や開町、町制施行などの周年事業のあり方をどのように考えて進めていきますか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「周年事業の考え方について」お尋ねがございましたので、お答えをいたします。

本町の開拓は、高知県から北光社の社長、坂本直寛氏に率いられた総勢112戸、350人のうち大谷清虎氏・馬場正吉氏ら13戸、45人がクンネツ原野、現在の大谷地区に入植して始まりました。苦難に満ち、長旅の疲れを癒すいとまもなく、開拓の鍬は力強く振り下ろされました。

今日の訓子府の発展は多くの先人たちが、想像を絶する自然の厳しさと闘いながら一歩一歩、歩んできた汗と涙の結晶であります。

周年の記念事業は、この苦難の一步から始まり、多くの先人たちの不屈の努力や偉業をたたえ、あらためて町の歴史や郷土のすばらしさを見つめ直し、訓子府の未来づくりに向かって町民が一体となってその精神を忘れることなく引き継ぐための節目の年となることを望んでいるところでございます。

町の歴史の節目の記念事業には、入植を起点とする「開基」、置戸村から分村した「開町」、そして訓子府村から町制となった「町制施行」の三つがございしますが、記録によりますと、これまで昭和25年に開村30周年記念事業の実施した以外では「開町記念事業」は実施しておらず、「開基」と「町制施行」の二つの記念事業を実施してきております。

今後におきましても、これまでの考え方を踏襲し、ちょうど5年ごとに交互に開催される、開基と町制施行記念事業を通じて、訓子府町に積み重ねられた歴史と先人への感謝、そして、訓子府の未来について考える大事な機会にしたいと考えております。

また、令和2年には、開町100周年と町制施行70年が重なる年となりますが、開基100年に埋設したタイムカプセルの開封など町民を中心とした記念事業準備組織を設置し、事業内容を協議し、開催していく予定でございます。

なお、平成10年に発刊した「続訓子府町史」から既に20年以上の時間が経過したことから、この間の町の記録を後世に残すため、町史の編さんも着手してまいります。

以上、お尋ねのありました点につきまして、お答えいたしましたのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今までにあった周年事業みてみましたら、開町というのはないというお話でしたが、昭和45年、1970年に開町50周年、町制20周年ということで事業がありましたので、開基、開町、町制、その三つが記念事業として周年行事としてあるのかなと思いましたが伺いました。

今回、町政執行の方針の中でこの来年度、再来年度になる周年事業について、町長が述べられておりますが、具体的に町史も出ておりましたが、その他に何か事業ということも考えていらっしゃるようなことだったので、私はつい3年前に120年事業を盛大に4、

700万円かけてやったということがありますので、そんなに年数経ってないのに、大々的にすることがいかなものかなって個人的に考えたものですから、あえてお伺いしました。町史の編さん、村史が昭和26年に編さんされ、昭和41年に町史、それは開基70年を記念してですし、また平成8年に続町史、これは開基100年を記念して町史が作られておりますが、それで町史もいい節目のところなのかなとも思いますが、それについてはあえて言いませんが、町史の他に町勢要覧の中でかなり細かい90年、昭和61年と要覧、平成8年100周年を記念して要覧もかなり立派なものもできていますが、それと前に私何回かDVDとか映像でいろんなことを保存してはいかがかということをお話したこともあります。映像とかそういう資料をどのように残すかということも大きいことなのかなと思います。具体的にこれから進めようとしている内容はどのような内容で考えていらっしゃいますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、令和2年度に町長の執行方針でお示した開町100周年ということの事業内容の部分のご質問でございました。

町長も答弁で申し上げたとおり町史の部分は今、議員言われるように令和2年に発行ではなくて、着手をして、かなり町史というのは時間もかかりますし、編集委員も民間の方等も含めてやるということで、数年後に発行というような形になると今思っているところでございます。加えて、その他の事業については、3年前の大々的に進めてきた部分も含めてですね、少し規模的にはもう少し考えた方がいいんじゃないかというご意見でございました。これは町長の回答の中にもございましたけども、記念事業の準備委員会というかですね、町民の方で組織する委員会の中でそういった部分を含めてですね、検討をしてみたいというふうに思います。

加えてですね、たまたま町制施行70年ということなんですけども、従来2回ほどやった町制施行の記念の事業については、周年でやってございまして、ですから今回は開町100年、そういう意味では独立記念100年ということもございまして、町長がそういった意味で、中4年という中ですけども実施していきたいということで表明をいたしましたので、そういった部分では一定程度の部分のことをやっていくということで考えております。

もう1点加えて、開基100年の時にタイムカプセルが25年後に開封するというところをお約束して埋めた部分でございますので、カプセルの開封も合わせてですね、検討というかですね、事業化に向けた検討を町民の方とともに考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 町史の編さんするには、町史編さん委員会条例など、準備もかなりあって、何年かかかると思いますが、その準備というのは必要なのかなと思います。その協賛行事っていうんですか、その事業に関して3年前に盛大に4,700万円かけて、またあのお金をかけてするお考えなのかなっていうことをちょっと疑問を感じました。前回の120周年の時もさまざまな取り組みがありましたが、やはりその反省をもとにきちんと取り組まなければいけないのかなと思います。あとお金をかけない、例えばNHKなどの協賛事業だとか、そういうようなやり方もあると思いますので、事業にあまりお金を

かけるような盛大な事業はいかなものかなって私は考えておりますが、町長いかがですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町史編さんのことで言いますと、これもまあ編さん委員会を立ち上げて、どういう形をやるかということも検討していかなきゃならないというふうに思っています。私の最近の管内の自治体にも見てますと、最近の町史でいきますと、訓子府町物語的なそういうものもかなり増えてきていますので、これらも状況も把握しながらですね、やっぱり住民の代表といいたまいますか、委員の方々ともこれから詰めていく。いずれにしても立ち上げてやっぱり3年はかかっていくんじゃないのかなと。これも20年経ちましたから、そのままにしておく資料がかなり複雑、大量になってまいりますので、ある意味では、この20年たった現在で一つのまた新たな区切りとして編さんしていくということも大事じゃないかなというふうに考えています。それから開町100年はできないまでも町制施行70周年という点でいくと抱き合わせになりますから、これも節目の年ということで、何らかのことをしていきたいと。中身的にはまだこうするということはありませんので、ただ、これも私は開基120年が4,700万円のお金をかけて成功したのではないかと思えるのは、やっぱり実行委員会形式で各種の住民の方々のご意見を聞いて、そして事業の選択をしていったという経過を見てみますと、やっぱりこういった規模が大きい小さいかは別としても、そういった議論というか検討が必要だというふうに考えていますので、それらを踏まえて100年、あるいは町制施行70年のカードを、新たなるカードを切っていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） いつの時でしたか、訓子府の映像としてありましたね、8ミリフィルムなんかDVDだとか、これからいろいろなことも映像として残していかなきゃいけないようなことも、例えば訓子府アーカイブ的なことも必要なかなって思います。いろんな資料をあの時どういう形で行われたとか、そういうものをはっきり字じゃなくて映像で残していく。それも最近はいろんなビデオカメラ、DVDにおとすととか、簡単にいろんなこともできますので、広報の中の資料集めとして、そのようなことも考えていただきたいなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと忘れちゃったけども、緑なす大地訓子府という16ミリ映画を作りました。これはベーターベンの世界でなくて、田園ですね、田園のあれで高知の山間の町から始まる、あの16ミリフィルムというのは、私が教育委員会に勤めていた時代から保存したり映写したりしていましたから、よく記憶にあります。その後は映画そのものは作ってないと思っておりますけども、120年の時にも例えば各学校の校歌を歌詞、曲含めてCDといいたまいますか、やったり、それから広報の編さんの中でもまたCDで作成して、そして全戸に配付したという記録をやっています。でも何らかの方でこれらは16ミリはちょっと無理でしょうけども、今いろんな映像がありますので、CD等にも簡単に家庭で見れるような、こういったことも含めて検討していかなければならない。文字だけではなくて、映像でというのは理解することができますので、一つの提案として受け止めていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） これからの周年事業、来年、再来年にかけての中はまだ具体的に決まっていないけど、これから実行委員なり委員会なりを立ち上げて考えていくということですが、あくまでも私の希望としては、あまりお金をかけないでやっていただきたいというのがありました。また町政執行方針の中で令和3年に津野町と姉妹町締結20周年を迎え、さらなる交流事業を検討するという事なので、私、3月の定例会で職員の派遣事業とか、津野町の交流事業について、ちょっと伺いましたが、津野町と20周年を迎えて何か新たな交流事業を検討するという事なので、周年事業とは違いますけど、津野町と20周年ということで具体的に何かお考え。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと質問にはかけ離れているかなっていう感じもしますが、この周年事業の来年にあわせて、例えば津野町との20周年記念をやるかどうかということも、これも検討の余地があります。ただまあ、いずれにしても相手のあることです。今年、私と副町長と総務課長で表敬訪問はしたいと思っていますので、その時にも話題にしながら津野町との交流について、あるいは記念の節目をどうするかということも両町で検討してまいりたいというふうに思っております。あまりお金をかけないというのは私も賛成ですけども、一つの参考意見として伺っておきます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 周年事業からかけ離れて津野町のことを伺いましたが、町政執行方針の中で20周年ということも触れてましたし、新たな交流事業も検討するという事も触れておりましたので、ちょっと周年事業にあわせてちょっと伺いました。これから具体的にいろいろなことが考えられていくと思いますが、やはり町民がみんなよかったと思えるような周年事業にしていきたいなって思います。その希望を申し述べて私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私も申し上げますけども、町民がよくなかったと思えるような周年事業はやろうだなんて思ってもいませんし、それはいつの世もすべての町民の人が喜んでいただけるような周年事業を心掛けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） これで質問を終わります。

○議長（須河 徹君） これで河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、6番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。通告書により一般質問を行います。

今後の基盤整備事業について、町長にお尋ねをいたします。

歴代の町の指導者による一貫した考えのもと、本町の基幹産業である農業分野の基盤整備により町の産業の柱としての農業が発展、さらには町が栄え今日につながっています。

その実績が年間140億円ほどの売り上げをあげ、農産収入として町を潤しているところでもあります。

そこで、一口で基盤整備といっても多種多様な考え方や方法があると思いますが、次の点について伺います。

一つ、基盤整備事業のサイクルをどのように考えていますか。

二つ、基盤整備事業について、町費、道費、国費、その他、他の考えがあるのか。

3点目、大型機械が主流となる昨今、一圃場の集約面積の拡大を考えた事業も考える時期ではないか。

3点伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「今後の基盤整備事業について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

1点目に「基盤整備事業のサイクルはどのように考えているのか」とのお尋ねがございました。

本町における農業基盤整備事業は昭和48年の北見南部地区をスタートに全町を事業エリアとして国営事業1地区、道営事業17地区、団体営事業28地区で農地の基盤整備を実施してまいりました。その結果、生産基盤や周りの環境が改善され、本町の農業粗生産額が130億円を超える農業地帯として今日に至っておりますことは、紛れもない事実でございます。

現在は北西地区、川南地区、中央1期地区、2期地区、北東地区の5地区で、畑、水田を対象とした面事業を実施しており、今後は計画変更等による総事業費の増や毎年度の事業費により流動的ではありますが、北西地区が令和元年度、川南地区が令和5年度、中央地区が令和6年度、北東地区が令和7年度に地区完了予定であることから、今年度、全体の期成会を発足し実施地区の完了を踏まえ、JAきたみらいによる事業要望量調査を基に地区割や優先順位を検討し、北海道、町、JA、期成会が事業計画に向け連携し取り組んでいく必要があると認識しております。

2点目に「基盤整備事業について、町費、道費、国費、その他の考え方があるのか」とのお尋ねがございました。

現在の事業はすべての地区を道営事業により実施し、国費、道費の補助を受けながら実施しており、補助事業で取り組むことにより受益者の負担が少なく有利な方法と考えられますので、現時点では今後も現行の補助事業を活用し基盤整備事業を進めてまいります。

3点目に「大型機械が主流となる昨今、一圃場の集約面積の拡大を考えた事業も考える時期ではないか」とのお尋ねがございました。

近年トラクターや作業機の大型化が進む中、農作物の高収量、高品質、作業の効率化を目指すため、畑の集約化による面積の拡大を目指す動きがあることは認識しております。

現行の基盤整備事業においては、圃場の大型化に対応するための工種として、区画整理、

農地造成により整備することで、一圃場の耕作面積の拡大が図られますので、必要とする工種を選択し実施していただくことにより、生産基盤の改善が図られると考えております。

農業を基幹産業とする本町にとって基盤整備事業は農産物の生産性および品質向上による農業収益の増加に欠かせないものと認識しておりますので、今後も事業予算確保や農業者の負担軽減を念頭にパワーアップ予算の継続に向け要請活動などを実施してまいります。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしました。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 何点か再質問をさせていただきたいと思います。昨日、町長が発表されました町政執行方針の中で基盤整備について語られていますが、現在、継続の第4期道営農業基盤整備事業は平成30年度高園地区の完了したと。それから現在、柏丘北地区では引き続き線工事の南7線道の改良舗装工事をやっていると。種々いろいろありますが、一つの最近の事業の主なもので、ここに町長の答弁書にも載っておりますが、5地区があるということで、最近の事業の主なもので、どの地区が何をどれぐらいの工期でやっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、現在行っております整備事業、5地区の事業内容等についての質問がございましたので、お答えいたしますが、まず北西地区でございます。北西地区につきましては、今年度完了ということでございますが、今まで平成24年から実施しておりまして、今まで今年度まででいいますと、まず区画整理で144.7ha、それから暗渠排水で243.4ha、土層改良で74.1ha、農地造成で2.3haの事業を行いまして、今年度完了ということでございます。

それから川南地区でございますけれども、川南地区につきましては、平成27年から令和5年までの現在時事業期間で行っておりまして、30年度まででいいますと、区画整理で117.6ha、暗渠排水で18.8ha、土層改良で20.4haということで現在進捗をしております。総体でいいますと区画整理434ha、暗渠排水50ha、土層改良35haという総体の事業の中で現在進行しているというところでございます。

それから訓子府北東地区につきましては、平成30年からスタートいたしまして、令和7年までの現在の事業期間でございます。30年度までの事業についてはまだスタートしたばかりですので、面事業は実施してございません。総体の計画でいいますと、区画整理で455ha、暗渠排水で167ha、土層改良で42haの今の計画で進めております。また北東地区につきましては、穂波川の改修事業も線事業として含めておりまして、現在のところ調査設計が終わり、今年度は用地買収等の事業で進めていく予定でございます。

それから訓子府の中央1期地区につきましては、30年度までの面事業に関しましては区画整理で42ha、暗渠排水で17ha、土層改良はございません。全体の計画で申し上げますと区画整理で124ha、暗渠排水が40ha、それから土層改良が16haと、工期につきましては平成28年から令和6年ということで現在スタートしてございます。

それから中央2期地区につきましては、同じ事業でございますが、事業費総額の関係がございまして、1期地区と2期地区に分けて採択を受けておりますが、2期地区につきましては、平成29年からスタートで令和6年までの事業期間でございます。30年度まで

の事業につきましては、区画整理で3ha、暗渠排水で6haを完了してございます。総体の事業でいいますと、区画整理で124ha、暗渠排水で16ha、土層改良で42haと。この中央1期・2期地区につきましては、この面事業以外にですね、畑かんの事業も含めておりまして、リールマシンの導入、それから取水する施設、用水路の改修、それから圃場配管等について、今の面事業の他にですね、畑かんの事業も採択を受けて現在進行しているというところでございます。

それから川南地区につきまして、先ほど説明いたしました、川南地区につきましては永井の沢の改修も線事業として含めて、現在実施しているところでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、課長から説明受けましたが、訓子府町、大体いろんな地区、川南地区、高台でも東、西、いろんな地区を網羅してやっているということをお聞きし一つ安心をいたしました。

続いて、もう一つ質問したいんですが、一つの事業が完成します。すると何年ほどこの基盤整備事業があくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 事業完了後、次の地区までの期間という部分でのご質問でございますが、基本的には何年あけなきゃならないという、道なり国の決まりというのはございません。ただ、事業が一つの地区が終わりますと農家の方々からのいろいろな要望等、当然JAが中心になってですけども、聞き取りをするなり、調査をするなりとしながら、事業の内容等がどこまで必要なのか、どこまで要望量があるのかという部分を考えて中で道との協議を進め、計画を立てていただくということになると思いますので、基本的には何年をあくということはないんですけども、ただ、当然、地元負担、農家さんの負担等もございまして、そういうような部分も十分考慮しながら、今回につきましては、先ほどの回答でもお話ししたように、昨年、高園地区、今年度、北西地区が終わるということもございましたので、全体の期成会を立ち上げまして、各地区の期成会の役員さんの中からですね、全体の期成会の役員ももう既に選んでいただいておりますので、そういった中で全体の期成会を立ち上げた中でこれからの町の事業をどうしていくかという、基盤整備事業をどういくかという部分も検討しながら進めてまいりたいと思いますので、何年あけなきゃならないということではないということをご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これなぜ何年ほどあくのかというお尋ねをしたかという、やっぱり基盤整備事業、特に面事業なんです、事業をやって、やっぱり3年ほどすると均平事業あたりは非常に思ったよりも沢地帯が引っ込むだとか、それから大型機械が入って8年、10年で敷設した暗渠排水が全く効かなくなるとか、非常に不具合が生じるんですね、一度やった工事だから何年間はできないという、それが付いて回るということで、できればやはりそういう枠をある程度考慮した中で、不具合が生じたらやっぱりやり直すとか、改良するとか、そういうことをぜひやっていただきたいなということで質問しました。何年あければならない決まりはないということなので、一つ安心しましたが、ぜひ将来に向けては、そういう縛りをなくしていただければなというふうに思います。

それで次、3点目伺いますが、基盤整備事業は個々の農家ではなかなかできない事業になります。非常に高額な事業になりますから、一体全体10a当たり、反当りどれぐらいの費用がかかるのかお伺いします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 10a当たりの、10a当たりというか、どのような費用がかかるかという部分についてはですね、ちょっと資料を、細かく出してなかったんですけども、例えば暗渠排水でいいますとヘクタール当たり110万円ぐらい、ですから反当りでいいますと11万ぐらいですね、11万ぐらい、その農家負担でいいますと7.5%ということになりますので、7,500円ぐらいというような部分になると思いますし、特に多いのでいいますと区画整理なんかでの面積が結構要望が多いんですけども、区画整理でいいますとヘクタール当たり31万ぐらいですので、反当り3万1千円ぐらい、その7.5%が農家負担ということで、地区だとか状況によっても当然変わってきますけど、ちょっと細かい数字が出てなくて、総体しか出してなくて、今、総体面積と事業費で割り返した部分でございますので、ちょっと正確な数字ではないかもしれませんが、概数としてはそういうようなことでの事業費がかかってくるという部分だと思いますのでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これ今、課長の説明によりますと暗渠排水、大体、農家7千円か7,500円ぐらいだというんですが、非常に目に見えない暗渠排水ということで、どこに工事したんだという、はたから見ればそう思いますが、非常に停滞水を抜いてく、作物にとって非常に生育が違ってくる。暗渠排水の入っているところと入っていないところというのは全く違う畑になる訳ですね、その必要性を思って、やっぱり先人が暗渠排水から区画整理から均平事業からやってきた訳ですが、その成果が現在なっているということで、農家負担7,500円といえども面積ですから、今の面積に直すと1戸当たりの負担が非常に大きな金額になると思います。ぜひともこれ農家の要望に応じていただいて、こういう補助事業を取り入れていただきたいなというふうに思います。

次、4点目ですが、基盤整備事業をやる場合、元請業者、業者の関係になりますが、本町で何社あるかお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 本町の建設業者の方、建設業者で基盤整備事業を請け負っている、過去に請負っている業者さんについては、現在のところ2社の業者が基盤整備事業を請け負って施工しているということを記憶してございます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これ本町では2社あるということ。昔はもっとあったような気がしますが、建設業者も減っていますので、大体2社というと大手、わかりますが、この本町で基盤整備をやられる業者、2社あるということは非常に町そのものも、それから町民の方々がこれに付随して従事するというので、潤っているんじゃないかなと私は思います。2社といえどもね、ただ、会社によって本町の住民が比率、非常に少ない会社と多い会社がありますから、よくわかりませんが、できるだけやっぱこういう基盤整備事業には地元の業者を入れるべきというふうに考えますが、そこら辺の配慮はあるんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ちょっと難しい質問というか、あれなんですけども、基盤整備事業を行う業者、本町業者が基盤整備事業に携われるような配慮というのがあるのかというご質問でございますけども、議員おっしゃるとおり現在業者が減って2社が基盤整備事業の部分の携わっている部分でございますけど、当然道営事業でございますので、道の指名を受け、道の入札に参加し落札した業者というのが基本に大前提になってございます。その部分に関しまして、町の方から入札の業者をここにお願いしたいとか、そういう部分というのは当然できるものでもございません。ただ、本町の業者も2社、一生懸命やっている部分もありますので、いろんな部分では、例えば監督員との協議ですとか、逆に言えば地元の方々の方々からも、あそこの業者は素晴らしいとか、この業者はいいとかというようなことも当然お話が出ているのは事実だと思いますので、そういう部分も発注者側も当然聞いておりますので、そういった中で指名の業者に地元として指名の業者に参加させるとか、そういう部分というのはあるのかなとは思いますが、一概にこちらから、この業者さんという部分ではできないという部分でございます。そういった部分では、ちょっと回答になっていないかもしれませんが、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これなかなかこれ入札で指定してやるということは法に引っ掛かりますからできないことなんですけど、できれば地元のやっぱり基盤整備、土地改良に当たっては地元の業者がやっていただくというのが一番やっぱりいいんじゃないかというふうに思いますんで、これ今、農林商工課長が言いましたが、課長の立ち場からでもやっぱり業者に頑張ってくれというようなことで、できるだけ地元業者にやっていただけるような方策をとっていただければ、私はありがたいなというふうに思います。

続いて、次の質問に移りますが、基盤整備事業の中で面積がまとまらなないと、なかなか補助事業として採択できないという現実があります。事業採択については、下限の面積があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ちょっと資料等がないので申し訳ないんですけども、下限の面積についてはですね、やはり事業やる上での効率性だとか、事業費の関係、面積の関係、それから当然補助事業でございますので、効率性だとか、そういった部分もありますので、あまり小さな面積での補助という部分を全てなんでもかんでもできるかという部分については、ちょっと難しいという、それについては当然地元の農業者からの要望もありますし、それを受けた農協、それから道ですね、道の担当、そういった中で計画を立てた部分で、この部分はできないというか、除外をしなければならぬとかっていう部分というのはあるのかと思いますけども、具体的に暗渠だったら何haとか、区画整理だったら何ha以上でないきゃだめとかっていうのはちょっと手元の資料がございませんけども、そこまではないかと思いますが、あくまでも事業費、それから事業の効率性だとか、そういった部分での判断になるのかというふうに、ちょっと考えておりますのでご理解願います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これ具体的に言いますと1反だとか5反だとかの面積で事業採択、

なかなか受けてもらえないから、秋口に作物が獲り終わった後に自分でやるわという人が結構個人的には見受けられます。なぜかというとな非常にそこが整備されていないから大型機械が入れないとか、不具合だとかということでやれば、結構資材費とかいろいろかかるんですね、個人でやるという、補助事業ないと。そういう時の補助事業なしで基盤整備をやらなきゃならんということに対する町としての補助、助成やなんかはないんでしょうね。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 基盤整備に対します町の助成の部分でございますけども、3月の定例会でも一般質問の中で、その辺のご質問はあった部分でございますけども、現在のところ町の単費としての基盤整備事業に対する補助ということについては、考えていないというような回答もさせていただいておりますし、現在のところも、そういうようなことで、あくまでも一答目で回答したように補助事業を優先させて、有利な補助事業を優先させて行っていきたいというようなことで進めたいというふうに考えてはおります。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） それと基盤整備事業で道営事業と国営事業があるんですが、その違い、またその事業の比率はどちらの事業が多いのかお尋ねしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 道営事業と国営事業の違いにつきましてはですね、基本的には面積、事業採択というか、事業申請面積というんですかね、面積の規模によりまして、国営規模でできるものなのか、道営事業でできるものなのかということになるかと思えます。過去には本町も常盤地区で国営事業ということで、川南の一体を行ったことはございますけれども、なかなか国営事業となりますと、面積をある程度集めなきゃいけない。それから経費的な問題、それから事業期間の問題、そういういろんな問題もありまして、現在のところは道営事業、規模を少し小さくし地区を複数というんですかね、地区を複数設けながら順番にこう回しながらということでの、道営事業での現在事業を行っているというところでございます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 道営事業が多いということですね。わかりました。今ちょっと課長の方から、これ後で質問しようかと思ったんですが、川南地区の話が出ましたので、国営事業、昔、川南地区で国営事業があったんですが、非常に悪条件の土地をやるかやらんかの判断をするのは現在、今どこがやるのか、またあの時にやった反省点は現在生かされているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 国営事業、かなり前の事業で、ちょっと私も担当していなかったものがありますので、ちょっとお答え違うかもしれませんが、国営事業については、農地開発ということでございますので、担当でいいますと、開発建設部、農業事務所になるかと思えますけども、そちらの方が担当しながらということになるかと思えます。やるかやらないかの判断という部分でございますけども、これにつきましてもやっぱり農業者の要望等もある中で、やはり規模が一番の問題、それから事業期間、それから調査ですとか、そういう部分がやはり国営となりますと大きくなる分、どうしても事業採択受けてから、採択までの期間、それから採択を受けてから実際に事業始まるまでの期間と

かという部分がやはりどうしても規模大きくなる分、年数がかかるとかということもございますので、やっぱりそういった中でいいますと、議員がおっしゃる、先ほどから質問するように、なるべく早くやっぱりやりたいというようなことを考えた時には、なかなかその辺の決定というか、踏ん切りというのか、そういう部分が国営事業に関してはちょっと本町の場合についてはちょっと難しいかなという部分はあるかとは思いますが。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。あ、はい。農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） それから悪条件のお話がありました。国営地区に、常盤地区については、かなり元々はそんなに道営事業等での基盤整備が進んでいなかった地区での採択だったというふうにちょっと記憶してございますけども、そういった中で国営事業でいるんなところを整備いたしましたけれども、その悪影響という部分に関しましては、やはり傾斜地ですとか、それから土質ですね、区画整理で傾斜を緩くするとかして、緩くしたときに例えばそれを工事した時に土質が、粘土質が出てきたとか、いろいろな悪条件はあったかと思えますけども、それに関しては道営事業の中でもですね、やはり土質、それから傾斜地ですとか、そういった部分は十分調査しながらですね、現在行っているというふうにちょっと聞いておりますので、掘ってみないとわからんというのもありますけども、そういった部分では過去の経過も踏まえながら、今現在道営事業の中で農協、それから町、私たちもそうですけども、監督、発注機関といろいろと連携しながら、農家の要望も聞きながらですね、実際わかるのは農家さんですので、土地の状況とかわかるの農家さんですので、そういった方々からの聞き取りなんかをしながら現在行っているところがございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、川南地区の話で国営事業で大規模でやって、その反省点は道営事業に生かされているということですので、一つ安心をいたしました。あと基盤整備には1点か2点お伺いしたいんですが、最近、農家戸数が減ってきて、同時に農家戸数が減るということはやめるということなんで、やめた土地は隣接地の経営者たちが耕作して1戸の面積が非常に増えてきています。現在行政が把握している1戸当たりの面積はどれぐらいになりますか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま1戸当たりの面積に関しましてですけども、町で今おさえている部分でいいますと、平均しますとやっぱり25haぐらい、平均ですけども、平均すると25haぐらいということでおさえてはおります。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 多い人も少ない人もいて、平均が25haということでお答えをいただきました。非常に一昔、10年前からみると1戸当たりの反別も増えてきているなということで、ぜひともこれ基盤整備は必要だなというふうに感じます。それで今後も農家戸数の減少が考えられて、農業委員会等が農地の集積、あつせん、それから耕作されていない土地の解消に努力したり、隣や同地区の農家が耕作を続行している訳ですが、中にはやっぱり傾斜だとか礫だとか石だとか、非常にそういうものが多くて、後から買う土地はそういうものが多くて、機械の損傷とか無駄が多い、また沢が走っていて作業効率が悪い。そういうものを何とか基盤整備でやらなきゃならないというのが現状です。今、買う

土地はいい土地はありません。はっきり言って。で、いい土地というのは継続してて後継者がいないだとか、何としてももう年でやれないんだって、一生懸命やってきた人たちが手放す土地はまあまあそのまま作れるというような土地になりますが、これらのやっぱり土地を引き受けた農家にとっては、この引き受けたがために足かせとなって経営的に非常にマイナスになるというケースが見受けられます。そういう農地こそ、やっぱり国営事業なり道営事業で事業をやるべきというふうに考えますが、その件についてお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 農地の流動に関しまして、離農された方、それから規模縮小をされた方、そういった土地を近隣の方が引き受けた場合の基盤整備事業の必要性っていう部分でのご質問だと思いますけど、当然それは議員おっしゃるとおり基盤整備事業をやる、やらないによりまして、先ほど議員がおっしゃったように暗渠が入っている、入っていないによって、かなり違うという、これはもう歴然として、いろんな部分で基盤整備を行った、行わないでの違いというのは当然目に見えて出てきている部分でございますので、やはりそういった土地、農地なんかで基盤整備事業を行っていない農地については、やはり基盤整備事業はやっぱり必要というふうには考えてはおります。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 基盤整備事業についての最後の質問になりますが、これ今後についてなんですが、本町の途切れない農業発展と未来、将来に向けて8年から10年サイクルで事業を継続すべきというふうに私は思います。特に最近特に大型化、機械の大型化、それから大型による土地が非常に踏まれて固くなる。心土破碎や暗渠工事などが必要になってきます。少なくとも8年、10年で次の事業採択をお願いしたいというふうに思うんですが、最後にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議員ご質問のとおり8年がいいのか、10年がいいのかというのはちょっとわかりませんが、やはり農家の方々からの要望、それから今、議員がおっしゃったように大型機械化によりまして、当然土が硬くなる、暗渠が効かないというのはもう当然目に見えて出てきている課題の一つというふうになってきてございますので、8年と言わずもっと早くやってほしいという方も中にはいるかと思いますが、そういった部分も当然声を聞きながら期成会、それから道、JAなんかと連携しながら、これからのですね、やはり本町としては基盤整備事業というのはもう重要だというふうに考えている部分でございますので、そういったものを途切らせないようなことで今後も進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 続きまして、次の質問に移りたいと思います。

光ファイバの整備方針について、町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森議員、その前に。

○町長（菊池一春君） 先ほどの答弁ということで、今、課長の方から説明したことで付け足しておきたいという部分も含めてね、お話をさせていただきたいというふうに思います。

一つはやっぱり議員ご存じのとおり、やっぱり今の基盤整備事業のパワーアップ含めてですね、この事業の財源的なうんぬんからいうと、この事業を超えてやれる事業というのはもうないと言った方が私は間違いないんじゃないかなというふうに思います。その点でいうと、この中部耕地出張所を中心とする道とそれから農協と私どもが一緒になって、この事業をできるだけサイクルをあかないような状況の中でどうやって作っていくのかということがものすごく大事なことなんじゃないかなというふうに思います。ただ、事業量がものすごく増えてきている。資材の高騰もさることながら、議員もお話しましたように、価格、いろんな問題抱えてきて、例えばですね、中央地区、今でいいますと、当初40億の計画だったのが80億になっている。80億になるとですね、これは道庁としたって、もうどうしようもできないというのがあります。だから優先順位を決めて、そして6年に終わるものを10年までかかって何とかやりたいと。総額の予算が決まっていますから、これはなんぼうちが予算確保して、この管内でも基盤整備の予算確保というの大変やっておりますけれども、非常に道庁も頭を悩ませながら事業をしているということもございませぬので、その点でいうと、今の5地区が全て、中央も含めて終わる令和6年、7年に終わることがずれも出てくるということもいくと、大変予算の確保の問題含めて、国の理解とそれから道庁の割り振り含めて厳しい現実がありますので、ここは何とかですね、期成会中心としながら、私どももブランクが生じないようにですね、やっていかなきゃいけない。さっき課長からも私の方でも答弁しましたように、期成会、五つの期成会を一つの期成会として、これから割り振りとですね、何を急がなきゃならないかということですね、これはもうやめればいいということではありませんから、やっていかなきゃならないというふうに思っております。もう一つはですね、地元業者です。これはこういう建設業界が大変少なくなってきたというのは皆さんご存じのとおりです。本町は2社しかないって、さっき課長から言っていましたけれども、その点でいうと、うちの町の事業者、二つについては資材の確保等々も含めて、かなりご努力、現在まで努力していただいていると。私は例えば地元の2社については、担当部署にできるだけ地元の業者は地元のトラックを走らせるというような努力を私としては立場上理解していただきたいということは言い続けています。これ言わなかったらフリーハンドでいいかって問題あります。例えば山林川があります。して、今、山林川が下の方から、八木沼さんの方からずっとこう今、安岡さんの方まで来ていますけれども、あれのU字溝だとか、そういったことも、例えば地元の業者をぜひ使ってほしいということも含めて言っています。後はどう入札するか、そしてどう判断するかということをして地元町長としては指名することはできないけれども、要望としてはあげることができますから、それはもう率直にあげさせていただいているという状況です。それから次に国営です。これは私は直接担当していない、遠藤課長も担当していないから、国営の農地総合開発、平成元年から10年ということで記憶、常盤です。これは私の記憶では、かなり行政主導でいったんじゃないかなって気します。だからあの失敗は国営がなぜ入らないかというのは面積的な、例えば柏丘、日出、北見も含めた一体的な国営を導入できないかって意見も、私、町長になった時に出てきました。しかし土地改良区の役割分担やら、それぞれの独自性の問題があって、面積は難しいということもありましたけれども、それ以上に国営の時には焦げ付きをどうするかという問題です。もう議員ご存じのとおり何件か今出てきております。これをやっぱりとらなくていいなんてことには

なりませんから、そうすると担保を農協も含めてですね、あの時の反省からいうと、きちんととらない限りは国営は僕はできないというふうに思っておりますので、それら含めてですね、農家の方が将来にわたって苦勞していくというようなことについてはですね、極力避けながら今の反省を踏まえて道営の畑総といましようか、基盤整備事業を着実に進めていくと。もう既にオホーツク総合振興局や中部の所長をやった人たちが今、道庁の農政部のもう幹部になってきていますので、訓子府町の状況はもう知っているはずですけども、あらためて今、予算枠の拡大やできるだけ早期にやるべきだということを、これは私の立場として農政部にきちんと要請をこれからもしていきたいと考えています。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） ありがとうございます。

次、光ファイバの整備方針についてをお伺いいたします。

前回の第1回定例会において、「町内のインターネット通信環境について」の一般質問を行い、回答をいただきました。

光ファイバ整備を含め、この種の整備については、多額の経費を要するので急速に技術革新が進む無線系の活用も見極め検討することとありました。

そこで、次の点について伺います。

一つ、その後、どのような検討をされたのか。

二つ、平成30年度までの情報通信基盤整備推進事業と、今年度の高度無線環境整備推進事業との違いは、お伺いします。

3点目、今後の光ファイバ整備方針についてどのような取り組みを考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「光ファイバの整備方針について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「その後の検討状況」、2点目に「平成30年度までの情報通信基盤整備推進事業と、今年度の高度無線環境整備推進事業との違い」についてのお尋ねがございましたが、関連がございますのでまとめてお答えをさせていただきます。

総務省は、人口減少や超高齢化でも持続可能な地域社会を築くため「ソサエティ5.0時代の地方」を掲げ、地域活性化や課題解決に向けた最先端技術の活用に対する財政支援を今年度から強化しました。その中において、私たちも再三要望してきましたが条件不利地域での光ファイバ網の整備に対する補助事業については、議員が言われるとおり、従来の「情報通信基盤整備推進事業」が平成30年度で終了し、「高度無線環境整備推進事業」が新設されました。

新旧事業の最も大きな違いは、今までは地方自治体が整備する場合しか補助対象となっておりませんでした。民間事業者が整備する場合も補助対象となった点です。また、補助金の財源が一般財源から電波利用料を財源とする特定財源へ変更となったこともあり、補助予算枠が大幅に拡大となりました。

このような状況の中、本町としては新しい補助制度の有効活用を含め、電気通信事業者との協議や先進事例の調査を行いながら、本町の実情にあった整備のあり方について検討を行ってきたところです。

次に、3点目に「今後の光ファイバ整備方針についてどのような取り組みを考えているのか」とのお尋ねがございました。

ただいまお話をしたとおり、国の補助制度が拡充されるなど、光ファイバの整備に向けた環境は整いつつありますが、多額の経費を要することや技術的な面で解決しなければならないことがあるのも事実です。

しかしながら、3月の定例町議会で答弁させていただいたとおり、私は従来からインターネット通信環境については地域間格差があってはならないものと考えておりますので、社会的な要請も強いと感じております。

今後は、基幹産業である農業のスマート化への活用について、きたみらい農協と協議するほか、対象となる区域にお住まいの皆さんを対象としたニーズ調査や整備エリアの特定、整備方式の選択など、一步踏み出した検討を進めていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 何点かお伺いをしたいと思います。

まず、1点目、総務省がインターネット上に示しております報道資料、3月の31日、2月の15日にこういう総務省が出しているんですね、これ当然、役場の方、担当の方は見られていると思うんですが、今年の公募が2月の15日から3月の15日まで、これ1か月間なんです、公募するというので案内があるんですが、これに公募したか、しないかをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議員言われる今の公募については公募してございません。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これ今、町長が説明したように、非常に昨年度からみると今年の予算というのは増えているんですね、単年度で52億5千万円、昨年から見るととんでもない金額増えています。これカバー率が多いけども、カバーしきれない部分を何とか国がみようということで、こういう予算をついたと思うんですが、この予算何年かあるはずなんです。で、単年度だけではないと思います。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、国の財源の部分でございます。町長からも回答いたしましたけども、昨年までは一般財源で本年度からは電波利用料財源ということでございますので、議員もおっしゃられるとおり財源があるということは数年間というか、財源的には事業は継続をされるということを我々も認識しております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これ、この機会を逃すと、これ総務省が今年出したこの案内を見ますと、この機会を逃すと整備するチャンスを逃すというふうに私は思うんですが、この機会にぜひやっていただければなと思います。これ一地方自治体だけでなく、個人でもそれから民間でも補助金出しますよという案内だと思うんですが、この件いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今のご質問ですけれども、今回拡充された部分で民間の部分ということで拡充されましたけれども、基本的には想定されているのはNTT東日本とかですね、一定のレベルにある事業者というところでございます。そういった意味では当然個人への補助金はないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 個人にはないということで、多分、個人では無理だろうなというふうに思いました。それで民間業者といえば、やはり今、課長が言われたようにNTTあたりの業者だろうと思います。非常に北見のNTTでもどこかやるとするならば協力しますよぐらいなコメントはしているんですね、やはりこれから5Gの時代が来る。それを見据えて無線系の活用も見据えて、やっぱり将来に向かって、こういうブロードバンドの環境整備をしなきゃならんということを私はこの機会だと思うんですが、ぜひともこれやっていただければなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、この機会ということでご意見というか、ご提言いただきました。そういった意味では、町長の答弁にもありますように、一步踏み出すということでご答弁を、前向きなご答弁をしたということで、ただ、1点ですね、従来のブロードバンドから光ファイバに変わったということと、議員言われる5Gの部分でいきますと、非常にですね、従来の4Gは数キロの間隔でエリアというのは設定できたんですけど、5Gになると数百メートル、加えて補助事業の、これ補助対象外なんですけど、末端の利用を一定程度、例えば答弁でいいましたスマート農業への利用とかですね、農業のビックデータの利用とか、単純に地域の方が家に早い速度の線を引くか、引いてほしいというところの他にですね、そういった産業的な部分の活用とかですね、いろいろな部分を一定程度見越して事業化も含めてですね、やっていかないと対象とならないような状況も見られるということですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これ総務省の案内なんですけど、これを見ますと、居住地だけではなくて、非居住地区、これ観光地や農地なども含めて補助対象とする整備方針だというふうに示されておりますので、ぜひとも今回の総務省、国が示した、これにのっとって、前向きに検討をまず検討してもらおうということをお願いをしたいと思います、力強いお答えをお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私も近々の中でもいろんなご意見をいただいています。これは夜間町長室もそうですし、それから生産者の皆さんからも何としても光入れてほしいと。それからホクレン関係、農業試験場は今何かやっているようなんですけど、含めてですね、やっていただけないかということで、今回この補助事業が総務省のやつがここまで来たというのは、実は我々の声やと反映されたという状況です。ただし、今、伊田課長から説明がありましたように、例えばうちの町で光を入れて設置するとすると約15億円かかる、5億か、5億円、2分の1補助か、そうするとですね、それと付帯条件でさっき議員が言ったように、居住地だけというよりは、農業でスマート農業に使うとか、あわせてそういうグローバル化に必要なものとしてセットで計画性を練らないと駄目だということ、

地域の意向の把握が大事なんだということでもあります。近々でいうと、上士幌町とかですねそういったのが手を挙げたようですけども、それはそれでWi-Fiなんかも含めてですね、これに乗っかっていくということでやっているようですけれども、大空は1回、前の制度でやったけれども駄目で、今度違うのをやるとかですね、いろいろあるようです。いずれにしてもですね、そういった条件整備、この間の農業関係の北見地区農業振興協議会の会議で私が工藤議員の質問でもお話させていただいたように、農協であらためてこういうブロードバンドやなんか農協の政策についてもマッチングしながらですね、計画をあげるとのことのご検討をしていただきたいという話をさせていただきました。その点では議員と同じように急がなければならないということは、そのとおり。これをこの機会に利用しながらですね、前へ進めていきたいというのが基本的な考え方ですので、ちょっと状況を条件整備も含めてですね、整理させていただきながら、一歩、二歩、三歩、前へ進めていきたいというのが状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） あと4分です。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、町長の方から一歩、二歩、三歩、前へ進めたいという力強いお答えをいただきました。これは本町のやっぱり、特に酪農関係の方々が毎日のやっぱり仕事の中でインターネット、ブロードバンド、なかなか使えないという中、それから深夜の分娩に誰かが起きていかなきゃならん。モニタなり、こういう光回線があれば牛舎から直接見れるのになど。非常に困っている現状があります。1日でも早く、やはり整備していただきたいと力強く思います。町長が最後に言っていた前へ進みたいという言葉信用しまして、ぜひとも近々これが成就できるというふうに皆さんに伝えていきたいと思っています。

以上をもって、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 6番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、10番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。通告書に従いまして、一般質問をいたします。まず町長に、町民税1%活用制度の検証と今後の考え方について、お伺いいたします。

平成23年度から実施している「まちづくりパワーアップ特別対策事業」は、町民税の概ね1%相当額を活用して町民の自主的な活動を支援し、元気なまちづくりを目的としたものです。実施から9年目を迎えますが、これまでの実績の検証と今後の取り組みの考え

方について町長に伺います。

1点目、住民の主体的なまちづくり活動として、どのような効果がありましたか。

2点目、町の特産品開発への支援の成果と課題は何ですか。

3点目、地域のソフト事業立ち上げとして「コミュニティ活動活性化事業」がいまだ実績がないのはなぜですか。

以上、3点を伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民税1%活用事業の検証と今後の考え方について」

3点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「住民の主体的なまちづくり活動としてどのような効果がありましたか」とのお尋ねがございました。

私は、立起以来「みんなで創る訓子府の元気」を掲げ、産業の振興をはじめ、教育、福祉の充実に向け、まちの元気づくりに全力で取り組んでまいりました。

1期目に実施しました「元気なまちづくり総合整備事業」に引き続き、平成23年7月から個人町民税の1パーセントを財源とする「まちづくりパワーアップ特別対策事業」を創設し、主な事業で申し上げますと、わくわく地域づくり活動事業、コミュニティ施設等整備事業、地域活性化チャレンジ事業など8年間で1,694万円を投じ、町民団体の育成と自主的な活動を支えるとともに、まちの元気づくりにつながっているものと確信しているところでございます。

次に、2点目に「町の特産品開発への支援の成果と課題」についてのお尋ねがございました。

特産品開発につきましては、地域活性化チャレンジ事業により町内の団体、法人のほか個人にも対象を拡充し、事業の立ち上がり段階を支援してまいりました。

ジャガイモの病害虫抵抗性品種のスノーマーチの販売促進を目指した焼酎「訓粋」をはじめ、シソジュース「紫式部」、自家生乳を活用した牛乳、ソフトクリームなど7品目の特産品が開発されていますが、「訓粋」については初期の目的を達成したため、本年製造を廃止、その他の特産品については、生産量が小規模で販路が不足するなど生産者が加工、販売を担う6次産業化の立ち上がりに苦戦しているのが実態であります。

そのような中で、一昨年「くんねっぷメロン」が商標登録され、訓子府ブランドや商業者と農業者の連携も徐々に芽生えてきています。

そういった地域が主体となった歩みを止めることなく活動の中心となる民間主導の拠点環境整備の検討も必要と考えているところであります。

次に、3点目に「コミュニティ活性化事業がいまだに実績がない理由」についてのお尋ねがございました。

コミュニティ活性化事業は、1点目で回答しましたまちづくりパワーアップ特別対策事業の一つの事業になっています。

この事業は、町内会や実践会などが特色ある活動、新たなソフト事業の立ち上げ、既存事業の拡充や町の重点施策推進と連動する取り組みに対して支援するものであり、事業費の下限額が5万円以上であれば、補助対象とし、補助率は5分の4以内、補助上限額は50万円になっています。

また、町の重点推進施策と連動して行う事業は、規模・内容を勘案し、これとは別に決定するものです。

事業のPRについては、町内会長・実践会長会議の中で、チラシを配布し、直接説明をしていますが、議員のご指摘のとおり、これまで実績がありません。この事業は、例えば、防災対策、除排雪などのサービス事業、子どもの見守り、高齢者の活躍の場の提供など地域課題に幅広く使えるものと考えております。

実績がない理由につきましては、会議等で直接、会長にPRしていますが、具体的な事例を示すことをしていなかったことなど、説明や紹介方法に工夫が足りなかったなどが考えられます。

今後は、それぞれ地域で抱えている課題や取り組みを聞き取りした中で、その解決などに使えないか、より地域に踏み込んだPRを進め、この事業が地域の活性化につながればと考えております。

以上、お尋ねのありました3点について、お答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 項目に従いまして、再質問したいと思います。

1点目の住民の主体的なまちづくり活動として、どのような効果があったかということですが、町長のお答えの中で8年間で1,694万円を投じ、町民の団体の育成と自主的な活動を支えるとともに、まちの元気づくりにつながっているものと確信していますというお答えがありました。確かにこの町民税1%活用制度の基本的な考えが町長が19年のスタートから町民の1人1人の知恵とパワーでまちづくりをしよう。みんなでつくる訓子府の元気なんだということで、概ねそういう目的が達成されたのかなということだと思います。それでここにも回答にありましたように20年から22年までは元気なまちづくり総合整備事業として各団体に補助を行っておりました。23年度からこの町民税1%活用制度と変わっていった訳ですが、そこはおそらくその3年間の検証もあり、町部局の中で今後どうしようかという協議がなされたのかなと思うんですけども、この町民税1%活用制度が発足するに至る町部局での話し合いの大まかな概要とですね、訓子府型とここに命名しておりますが、その特色などを教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、23年度の創設期のお話をご質問がございました。1%活用事業というのは、先進地で一定程度進められていた部分もございまして、そういった意味では、訓子府型というのは、地域チャレンジ、プラスわくわくというか、元は教育委員会でやってた、要するに町民団体がさまざまな講演会とかですね、音楽関係のこととかですね、文科系の事業に対して補助金を使用してたもの、それらのものをですね、まとめて財源を確保したというんですかね、1%ということで、概ね230万から240万ということで確保して、特色としては四つの事業は特色としてあげてやろうということでスタートしたものでございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 町民に対する周知の中でも最初の補助事業よりも全国のどの町でも住民の活動に対する補助事業というのは、それぞれ行われていると思うんですが、

この町民税1%活用というのはすごくわかりやすく、それを今、課長がおっしゃったようにさまざまな課に分かれて、窓口を分けたということはとてもわかりやすくよかったのかなと思います。その中で以前からやっていた補助事業もその中に組み込んでやったということですが、わくわく地域づくりはそうですね、主な町民の文化活動、一般の町民の方がこういう音楽のグループを呼びたいとか、こういう映画を呼びたいということで特別何かの団体に入っていなくても一人の人の思いがグループを作ることによって実現するという、すごくいいことだと思うんですが、最近のちょっと流れを見ますと、ちょっとマンネリ化しているのかなと思うので、やはりこれも昨日の谷口議員の質問の中にもありましたように、節目、節目でわかりやすい、何て言うんでしょうか、周知をするべきなんじゃないかなと思います。もっともこのものを文化活動を広めたいと思っている方はたくさんいらっしゃるのかなと思っています。もう一つ訓子府型として、課長が今おっしゃった地域活性化チャレンジ、これは本当に特産物が少ない訓子府町としては、この9年間でたくさんの特産物が生まれました。生まれましたが、今の説明の中でスノーマーチの販売促進、あとは訓粹などが何か終了しました。それで他の特産物に関して今現在の現状を補助を出した係としては、どういうふうに押さえていらっしゃるかお尋ねいたします。主なところでよろしいです。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、特産品の関係で、新たに開発して現在の状況についてということでございます。1点目は紫式部、NPO法人サポートきらきら本舗で2年ほどかけて、従来は実郷でつくっていたシソジュースでございますけども、現状はずっと生産は続けてられまして、ただやっぱり販路的には非常にこう狭いというかですね、生産量も大々的に売り出すまでの生産量というのはやはり作っている場所がですね、駅の加工室で作られているということもありまして、シソの数も自ら栽培しているシソということですので、ちょっとそういう意味では、逆に希少価値的な部分を持っているのかなというふうには思っております。それと特産品の開発および商品化事業として、合同会社ミルククラウンさん、これは皆さんご存じのように、各イベントでキッチンカーというか、移動販売車をもっていろいろと活動をされてございます。加えて学校およびこども園の給食への週1回か月1回、給食をその、牛乳をミルククラウンの牛乳を納入するというので、そういう意味では給食側も少しバックアップしていただいて、現在も続いております。ただ、これ自体はもう少し計画的には逆に冷菓っていうんですかね、ソフトクリームでなく、アイスの部分もちょっと視野にあったんですけども、ちょっとやっぱり人間というか働く方の関係でやっぱり生産者がそこまで工場作ってできるかというところちょっと無理もあるということもあるんで、そこは町長の回答にも書かせていただきましたけども、6次産業化の部分でいくと、やっぱりどうしてもそういった生産者が加工して販売までというのは、なかなかこうハードルが高いのかなというのは思っております。もう1点、これ24年度の事業でございますけども、チーズづくりの研究ということでモーモークラブ農酪ッ娘っていうところが開発をした自家製牛乳をチーズに加工するという事業でございます。これについてはやはり製品化まで考えられたんですけども、乳製品の製品化となると製造場所自体が非常に衛生管理等々含めると厳しい規制があるということで、投資額が非常に大きいということで、そこまではいけなかったということで、まだ可能性としては

残してますけども、毎年、自分たちというか、ちょっとした集まりで食べる分ぐらいは加工したりということでやっているようでございます。まだたくさんありますけど、このぐらいにしときます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） そうですね、今、課長の方からご説明あったように、私も4件の方のところにお尋ねしました。一番心配してたのが歴史のある、その紫式部でした。これは他の町でもシソジュースというのは道の駅などへ行きますと必ず売っているんですけども、他の町のシソジュースとは全く違うところが濃縮だということなんですけども、販売しててもあの瓶を見せて1千円で売っているんですが、高いと言われるそうです。それは濃縮だから5倍飲めるんですけども、その部分がPRがちょっと足りないのかなくて。5倍希釈と書いてあるんですけど、本当に小さいし、訓子府の人は大体わかっていると思うんですけども、これは以前に訓子府町の特産品として農家の女性たちが製造されてた、その時は濃縮シソ飲料として販売してたと思います。その名前も紫式部として受け継いで復活したんですよね、すごく苦勞なさって、無農薬でシソを作って、しかもNPO法人、障がい者の法人ですから、その方たちの少しでも利用者さんの自立支援の対策として法人で取り組んで、そしてチャレンジの助成を受けて、せっかく生まれ変わったんだけど、今回聞きましたら、生産量かなり落としたと。要するに余ってしまうと賞味期限が一応書かなきゃいけないから書いているんだけど、別に全然飲めるし使えるんだけど、期限を付けた以上は販売ができなくなってしまう。せっかくみんなで苦勞して作ったものが廃棄されたりするのが忍びないということで生産量を今、減らしているということで、とても心配が現実になったなと思っています。それでその他に佐藤農場のゴボウも伺ってきました。ふるさと納税に出したんだけど、今は出してなくて、パラボの地下の食品売り場で大体ひと月にごぼう茶が50袋ぐらい売れるんですよということ。若い方です。農業が大好きで一生懸命その加工に向けて熱心に語っていただきました。それとあとはそうですね、蜂屋さんの化粧品も気になったので聞いてみました。入浴剤とそれからハンドクリームと石鹸ということで、でも製造が、するところが札幌なので、それは地元で製造していないので、ふるさと納税とかには載せられないんだということで、これから販売を考えているというお話を伺いました。その他にもきっと小さなものまでであると思いますし、訓子府の人で以前も町長もおっしゃっていましたが、ものづくりにすごく熱心な方がたくさんいらっしゃいます。で、やっぱり若い方のアイデアもたくさんあると思います。まだまだ眠っているものがあると思います。ただ、サラリーマンであったり、他に仕事を持っているとなかなかそれに専念できないということもありますし、この9年間で農家の方、それから商業の方、大体、あとそのNPO法人ですか、その3種の方々がこのチャレンジの補助を受けて製品は作りました。そこからの販売がやはりすごく難しいということで、ずっと経過をみてみますと、チャレンジ事業の中で、そういう人たちの悩みを解消しようということで、フォローアップ会議というのが開催されてたというふうに書いてあったんですが、そのフォローアップ会議とはどのような内容、メンバーで、どんな内容で開催されているのか説明お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、フォローアップ会議の内容と開催の部分でござ

ざいます。ちょっと資料があれなんですけども、おそらくですね、25年、平成25年に開催をしたと思います。具体的に言うと各、今まで地域チャレンジを助成してあがってきた団体に対して、たまたまですね、道山さんてガツンと辛いわさびって言うんですかね、その方をちょっと講師に招きまして、当然、当時はまだガツンと辛いわさびしか出してなくて、それはわさびの端材というんですかね、切ったところを集めて製品化して出しているんだよというのと、どういう販売ルートやっているんだということと、我々というか行政側としては、できれば各団体がもう少し一つになっていただいて、一体的に販売も含めて何かこうできないかなというのもちよっとありまして、1回だけフォローアップ会議ということで、1回でございます。そんなような内容で開催しました。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） その会議、すごく期待してたんですが、1回だけだったんですか。実はですね、ミルククラウンさんにもお話伺いにいったんですよ、そうするとふと2人で話していて、すごく地域が近いんですね、シソを作っている地域と佐藤さんの農場、ゴボウと、それからミルククラウンさんがすごく近い中で、それぞれの特産品を作っているって、でもそれぞれの生産者というか、きっかけになった方々同士が話し合う場というのはないみたいなんです、それぞれが自分の製品をこれ以上というか、もっともっと販路拡大したり、利用してもらうにはどうしたらいいかというところで思い悩んでいるので、そこを補助するだけではなくて、お金を出すだけではなくて、その後のフォローアップがすごく大事なんじゃないかなと、お話していく中でも、生産者の方もそうおっしゃってましたし、例えばシソジュースも酢が入っているので、何て言うんだらう、サワーにこう割って入れるのすごくきれいな色が出るから、何て言うんだらう、飲食店にどうなのかなと思ったんですが、お酒とけんかするらしいんですね、その酢が。なかなかその色はとてもきれいなんだけど、そこが難しいというのと、やはりあれを一般家庭に飲んでくださいといっても、なかなか難しいのと、やはりどこかの料理屋さんで、ずっと継続的に使用してくれる、そういうところを探すとかいうことも、やはりその事業所、事業所でそこまでの販路拡大がなかなかできないという、知恵も働かないということもありましたので、ぜひこのやっぱり地域活性化チャレンジでチャレンジした、その後のですね、フォローアップ、まさにフォローアップなんですよね、ここがそれを提案した町としての大事な役割なんじゃないかなと思うんですが、その例えばその後の販路とか利用など促進に関して、そういう生産者以外にもそういう人たちを何か集めて定期的にこう研究会開くとか、調査していくとか、今はその若い人、ネットなどで販売とかもできますから、その辺のどうでしょう、今後の考え方はいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、販路とフォローアップの関係でご質問いただきました。

まず1点なんですけど、今回、地域チャレンジ事業の目的というかですね、一番最初の部分の目的でいくと、事業の立ち上がりの一部を支援していこうということで、一步踏み出すための50万円ということでスタートをしております。議員言われることも確かに先ほど町長からも課題として出させていただいた部分もございますし、中にはですね、スノーマーチあたりは販売促進事業も含めてですね、チャレンジの中で実施してきたというこ

ともございます。町長の答弁の中で申し上げますと、一番2点目の最後に活動の中心となる民間主導の拠点環境整備の検討も必要と考えているということで、そういった意味では議員言われるところの集合体というか、そこをどう取りまとめていって、どういうふうに出プットしていくかというところを今後検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子議員。

○10番（西山由美子君） せっかく生まれた製品ですので、できるだけ急いで民間型ですか、これちょっと横文字になると、横文字じゃない、民間主導の拠点環境整備ですね、ぜひ整備していただきたいなと思います。本当に地域活性化チャレンジはそういう住民の皆さんのやる気をやっぱり実現させるためのすごく大事な事業なのかなと思うので、その後のフォローアップも含めて、今後考えていただきたいなと思います。

3点目のこれがもう今回ぜひぜひお聞きしたかったことなんですが、所管事務調査でも何度も伺いました。どうしてこの事業は、こうやって何年も行われないんですかって聞いたら、人件費は駄目、飲食費用も駄目という駄目、駄目があつて、なかなか使いづらいんですよって職員の方がわかっていらっしゃるんですよ、すごくて、それでまず私が思うに、この名前がよくないですね、コミュニティ施設等整備というのが下にありますから、その上にコミュニティ活動活性化といっても、町民の方がみても何のための事業だろうって、とってもわかりづらいと思います。わくわく地域づくりは、何となく文化活動で、こうわくわくしてくるのかなってイメージが湧きますけど、もしやるんなら地域づくりですからこれは実践会や町内会というふうに書いてありますから、もっと何だろう、なかよし地域づくりとか何かもっとわかりやすい、まず名前、ネーミングも必要だし、これはやはり町内会と書いてあるので、今問題、多くの問題提起されている除雪とか、それから一人暮らしの見守りとか、そういうふうに書いてあるんですね、事業の活用事業例に書いてあるんですよ、例えばそれじゃあ逆にお伺いいたします。町内会における高齢者宅の安否確認、除排雪などのサービス事業に使ってくださいとあります。で、人件費、食糧費、交際費などは対象となりません。どういうふうに使ったらいいのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっとですね、前段の方も含めてお話しといた方がいいと思うんですけども、まず1点目のですね、これがわくわく、最初の頃から変わったという一つのきっかけですね、これはね、理屈が多すぎたんですよ、めんどくさい、僕は長野県の阿智村の実践的な事例を見て、例えば5人集まれば自由に使えるとかですね、そういうイメージしました。で、職員に検討させていただいて、この三つなり四つなりの事業を提案させていただいたということですけども、いまだまだ難しいと。それはやっぱり役場職員というのはですね、税金を使うというのは、それなりのやっぱり制度なりルール化というのは作りますね、ここをこれからどう乗り越えていくかということも大事なんじゃないかなと思いますけども、その点でいうと、町民税の1%の活用をしながら、新たな立ち上げを平成23年度からさせていただいたと。数多多いいろんな申し込みがございましたし、実際にはつくりました。販売もあれしました。まずはここまでだと思っていました。後は自分たちでちょっと努力しなさいと。販売も含めてですよ、やってみたらいいんじゃないという思いがありました。すなわち何でも役場がですね、販路から何まで全部やるという

ことが本当にいいんだろうかということ私の中ではありました。8年たちました。今、西山議員が言われたさまざまな課題を持っているというのはよく知っています。で、そこでとどまっているのは、行政の手を差し伸べなければできないんだろうかっていう、この点ももう一つ気になるところです。今、きらきら本舗にしても、ゴボウにしても、スキンケアの菅野さんのとこにしても、それぞれ出来上がってきました。これを横につなげる。あるいは横に課題解決するというのが実は私は道の駅の構想を持っていることなですよ、物産館。で、何度もいろいろ質問されましたけども、行政が組織して、そして会社を運営してうんぬんということではない。そうするとそういった人たちがやっぱり手をつなぎ合って法人なり、いろんなことを作っていくということがですね、施設建設はうちでやらなきゃ駄目だと思う。そういうきっかけをずーっと見てきました。これはそろそろやらなきゃいけないなっていうのは、これに加えて雑貨フェスタやあるいはほろ酔いうんぬんとか、いろいろな人たちがいろんなことをやっていますから、これをまあ役場で最初の立ち上げやるかどうか今まだ検討させていかなきゃならないと思いますけども、やっぱり基本は住民たちが主体として、中心としてやっていけるものがないと僕は長続きしないんじゃないかと。そういう点では、様子をずーっと見てきたというのが本当のところですよ。で、今度菅野さんがスキンケアなんかが出て、まだ製品届いてませんが、私、一袋だけもらってきましたから、これらの精度、それからこの間、土幌の道の駅、それから道の駅の最初のスタートになった宮崎県の綾町のほんものセンター、これら等々見てまいりました。そうするとやっぱり、基本、住民なんですけども、この立ち上げにいよいよ呼びかけとそれから今までのこういった流通まではなかなかできない。ここをどうするかということを含めてですね、かなり緻密な会議や打ち合わせをしていかなきゃならないんじゃないかなと思います。谷口議員がいろんなことの試作をやっています。売れているか売っていないかは僕はわかりませんが、いろんなかつたれとかいろんなこともやっています。これらも含めて、何が必要なのか。どうして商工会が一枚加わらないのかっていうことも、訓練の時もそうでしたけれども、やっぱり気になるところです。ですから昨日も答弁させていただいたように、行政はもちろんです。こうやってご苦労されている方々、そして商工振興を中心とする商工会のそうした人たちが農協も含めてですけども、やっていく時期に僕は来ているんじゃないかなっていうふうに思います。この成果としては非常に僕はこの8年間すごいなと思って見てますので、これから、西山議員がおっしゃるように、新たな行政がということだけ言われるとちょっと辛いんですけども、やってきた人たちも含めて、やっぱりこういう気運を、状況を作り上げていくということではないでしょうかと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 私も行政が指導するとか、そういうふうにはあまり思っていないで、ただ、個々の方たちがせっかくできたものをどうしていいかわからないという状態であることは確かなので、さっき言ったように、やっぱり補助を受けた人同士が集まったり、それに関係する人たちが集まったり、それを自分たちがやるべきなんだろうけれどもね、そこら辺の行政が指導までいかななくても、そのきっかけづくり、行政もただお金を出すだけで知らんぷりでもいけないだろうし、その辺の歩みよりですよ、だからその辺をこれからちょっとぜひ品物がどんどんなくなっちゃうことがないように、無駄に

ならないようにお願いしたいなと思っています。ちょっと時間がないので、さっき質問しかけましたけど、実はちょっと提案がありまして、これは事業の例を見ていきますと、町内会、実践会、コミュニティ活動活性化事業なので、どうでしょう、町内会長さん、実践会長さんはとても宛職が多くて忙しいんですけども、すいません変なこと言いますが、副会長さんを一度集めてですね、私も副会長なんですけど、あんまり副会長さんって宛職がないので、副会長がどうのっていうよりも、町内会からそういう1年に1回や2回、こういう町が地域における活動に助成があるんだよ、事業があるんだよということをまず知ってもらうこと。何人かで話し合うことで、もしかしたら、自分の町内会、こういう困っていることがあって、この事業が使えないだろうかって、課長がここに質問に立つ前に何でも相談してくださいっておっしゃってくださったので、まずそれがこの事業でどういうふうにも有効に使われるのかを話し合わないとやっぱり出てこないと思うんですね、そういうきっかけをぜひ作っていただきたいなと思います。時間がないので、まちづくりパワーアップ特別対策事業、たくさん聞きたいこともありますし、もっともっと節目、節目で多くの町民の皆さんがこの事業がこれだけ何て言うんだろう、実績を積んでまだ最初4年間の試験的なものだったのが、まだまだやるんだよということも含めて、もっとわかりやすい広報をぜひしていただきたいと思います。最後に一言、町長お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 打ち合せの段階でもですね、担当課長も反省していましたので、わかりやすいこと。もう一つですね、これもちょっと気になるんだけど、飲み食い金に金を、税金を出すのいいかって議論あるんですよ、やっぱり社会教育の講師のこともそうなんですけども、やっぱり税金を使って飲み食いするところに、そこに金をコミュニティ施設補助事業、コミュニティうんぬんがいいかどうかということもありますから、これはね、やっぱりね、やっぱりもっと広い意味での議論必要なんじゃないかなと。それからやっぱり宣伝活動はね、これからやっぱり強くやっていかなきゃならないと思っていますので、より具体的な提案を文書だけではなくてですね、その出向いた時、あるいは会議でですね、きちんと説明して有効に使ってもらう、願いも含めてですね、引き下げなかったのは、そういう意味もちょっとありますので、今後それらを吟味していきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 付け加えなんですけど、昨日、谷口議員の質問の中のご意見ありましたけれども、これもやっぱり町の町民税1%、貴重な財源を使って補助している訳ですから、それを使って製品化した方々、やっぱり自分のパンフレットなり、何かに必ずこの助成を使っていますよ、使いましたよということは、もうこれ明記するのがルールだと思うんですね、北見市のまちづくりパワー事業だか補助事業というのは、それが一応ルール化されているので、これはもう何だろう、そういう情報をかくはんするという、町民の多くの方に知ってもらうことも一つですし、大事な、ただでお金をくれるなんていうところはない訳で、やっぱり皆さんの計画を認めてくれて補助してくれる訳ですから、その感謝も含めて、そういうのをルール化することを検討していただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これは改善します。やっぱりやらなきゃ駄目だというふうに思っていますので、検討どころか、やらなきゃいけないというふうに思っていますので、やら

せていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） まちづくりパワーアップ事業がまた生まれ変わって成長してくることを楽しみにしております。

二つ目の質問をいたします。

児童センター「ゆめゆめ館」の利用状況と課題について、教育長にお尋ねいたします。

平成25年4月に開設された児童センター「ゆめゆめ館」は今年度で7年目となり、放課後、児童が安心して過ごせる生活の場として、多くの子どもたちに利用されています。

その現状と課題について、教育長に伺います。

1点目、直近3か年の利用状況と利用児童の増加による課題と対策は。

2点目、支援を必要とする児童への対応と職員の体制づくりをどのように考えていますか。

2点、お尋ねします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「児童センター『ゆめゆめ館』の利用状況と課題について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

今年で7年目を迎える児童センター「ゆめゆめ館」は、それまで児童生活館を利用していた共働き家庭など、放課後に留守家庭となる児童の「児童クラブ児童」と、新たに自由に来館して施設を利用する児童の「自由来館児童」が一緒に活動できる場として、平成25年4月の開設以来、児童が安心して過ごせる生活の場として多くの児童に利用されております。

1点目に「直近3か年間の利用状況と利用児童増加による課題と対策」についてのお尋ねがございました。

直近3か年の利用状況としましては、利用延人数として平成28年度は、児童クラブが年間8,203人、自由来館が年間4,297人の合計で1万2,500人、平成29年度は、児童クラブが年間8,652人、自由来館が年間4,708人の合計で1万3,360人、平成30年度は、児童クラブが年間8,649人、自由来館が年間4,219人の合計で1万2,868人の利用があり、直近3か年の利用児童数は、ほぼ横ばいとなっております。

次に、利用児童増加による課題と対策につきましては、保護者の就労形態の多様化などから、利用時間の長い共働き家庭の「児童クラブ」の児童や週末や学校休業日の利用児童が増えております。

このような状況の中で、児童の利用が急増する時間帯や時期において、代替支援員の増員配置や遊戯室の利用を学年ごとに時間で分けて施設内利用の分散化を図るなど、支援員の体制や子どもたちに必要な「遊び」と「生活」を創意工夫しながら提供することで、子どもたちが安全安心に過ごせるように努めているところです。

次に、2点目の「支援を必要とする児童への対応と職員の体制づくりをどのように考えていますか」とのお尋ねがございました。

支援を必要とする児童は開設当時から通所していましたが、年々、支援を必要とする児童が増加傾向にあり、発達障がいのある児童については継続的な集団活動が難しいなど、個別

な対応が必要となる児童の受け入れも多くなってきております。

特別な支援を必要とする児童のために、放課後児童支援員3名のほか、特別支援員として平成30年度に1名、本年度1名の2名を増員し対応を図っているところです。

また、特別な支援を必要とする児童への指導や対応のため、発達支援事業の活用や美幌療育病院などの専門機関が実施する研修へ参加するなど、支援員の知識の習得に努めているところです。

さまざまな特性を持つ特別な支援を必要とする児童への対応には、感情を落ち着かせるためのクールダウンの必要性や周りの音や光などに敏感になる外界刺激の緩和などを行う専用のスペースが必要であることから、支援員の体制づくりの充実を図るとともに、子どもの特性に応じた施設整備の検討を進めてまいりたいと考えています。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 児童センターというのは、児童福祉法の第40条に児童厚生施設として、その設置目的などが示されています。それを踏まえた上で教育長にお尋ねしたいんですが、現代における児童センターの目的、役割、それから私たちの町は7年前まで児童生活館とって、留守家庭の児童のみを保育といたしますか預かっていました。その児童生活館との大きな違いなど、どのようにお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 児童センターそのものは学校の放課後に過ごす生活の場としての役割を大きく持っているということで、従前ありました児童生活館については、共働き家庭の留守家庭の児童というのかな、そういう方が通う場所であったのを新しい児童センターでは、その留守家庭の児童を児童クラブと呼んでいますけど、その児童と自由に、それ以外の自由に来館できる放課後を過ごせる児童を合わせた機能を持つセンターということで25年4月に開設したということで、現実的には時間帯を分けて、放課後、例えば2時半に学校が終わってくる子は自由クラブの児童と児童クラブの児童が混在して一緒の場において、自由クラブの児童は今、4時半までで退所願って、それ以降は児童クラブの、4時半以降は児童クラブの児童、留守家庭の児童が生活の場として過ごしているというのがうちの児童センターでございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） となりますと、児童生活館に比べて、職員たちの仕事量というのか、お答えの中で直近3年間の利用人数をお聞きしますと、すごいですね増えているというか、児童数、訓子府町の小学生の児童数を以前いただいた資料を見ますと、ここ10年間で約50人ぐらい減っているんですね、訓子府小学校でですね、それで3年間で30人だったかな、だから全児童数が減っているにも関わらず、児童センターの利用数は増えているということは、もう児童センターが子どもたちにとって、放課後の遊び場であり、学びの場であり、生活の場であり、ある意味逃げ場でもあるという、そういう居場所なんだろうと思います。今もう全国的にも子どもの取り巻く環境が多様化してしまっていて、いじめ、不登校、ひきこもり、自殺、児童虐待、貧困、貧困率は13.9%、7人に1人だと言われております。虐待も4、5日に1人命を親から命を奪われているという現実が

あります。その中で働いている、働いていないに関わらず、児童センターへ行って遊びなさいという親御さんもきっとたくさんいらっしゃるのかなと思います。本来ならば中学年、高学年になりますと、学校から帰ってきたら、もう自由に遊びまわりたい年齢なんですが、児童センターへ行くと、やっぱり安心安全ということが大きな役割の一つなのかなと思います。私が質問に立った理由としましては、今年度の予算をいただいた時に児童センターで職員が1名増員されて、賃金も含めて300万円ぐらい増えていました。それで現場の声も聞こえてまいりました。4月、5月はどこの現場も新しい子どもさんが来たり、子どもたちも落ち着かない、先生方も名前や状態を知るまでに時間かかるので、とても大変な時期だとは思いますが、新しい児童センターだけれども、今は大変な状況だよという声も聞こえてまいりました。先日、ちょうど子どもさんが帰ってしまう、2、3人残っておりますけど、先生とお話しに伺いました。先生方とお話して全員、臨時職員なんですけれども、ああこの先生方にお任せしたら本当に安心だなって思うぐらい、とても子どもたちのことを労わって心配して考えてくれています。この職員体制について質問したのは、臨時職員だから大丈夫かという意味ではなくて、こんなに大変な役割背負っている先生方が臨時職員だけにいるということもそうですし、中にはご主人の転勤でいなくなる可能性もある方もいらっしゃいます。それで今後の、多分児童数は今がピークなのかなと。どんどん減少していくという現実もありますけれども、そういう意味の職員の体制づくりが心配になりました。あと研修の旅費がとても少なく、先生方忙しくて研修も行けてないんじゃないかなと、その辺も心配になったんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、児童センターの職員体制のお話をいただいたところですけど、元の児童生活館の時は、それも臨時職員で対応してたんですけど、主体的には2名の臨時職員で対応してたというのが現状で、今は常勤的な職員が3名いて、それに代替の職員が今、人数的な問題もありまして、それに2人なりが足して、大体5人体制と、それと2点目の質問にあったような、特別支援を要する子どもも増えてきている現状だから、なので、それに支援員を1、2名増員した中で今対応しているというところは今のうちの児童センターの状況でございます。そのような中で臨時職員といえども、私たちの職員でございますので、その役割を持ちながら、それぞれの職員がその現場においての知識や技能、また経験を生かしながら子どもたちと向き合っているというところで、特に今、研修のお話も質問ございましたように、最初の質問にお答えしたように、特に支援を要する子どもたちの研修や、それに資格として、放課後支援員か、支援員という資格を毎年1人取るように、それは近隣で行うんで、そこを派遣しながら放課後支援員としての資格を持つような体制も整っていることで、ただ、私自身もやはり離れた施設でもありますし、やはりその辺のところの職員体制もこれからはやっぱり検討していかなきゃならないというふうに認識しているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） たまたま全国の報道だったと思うんですけども、全国に民間や公営的なものと児童センターたくさんあるんですが、児童センターに支援員が集まらない。要するに不足している。都会だと思うんですけどね、やはり報酬がすごく少なかったり、その割には仕事量が大変だったり、学校と保育園とはそれぞれ学年やクラスごとに

分かれて子どもさんを見ますけど、もう一緒になっていますから、私も以前その支援を必要としている子どもさんをぜひ児童センターでも見守ってくださいなんて言いましたから、言うのはすごく簡単ですけども、現実、現場のやっぱり職員体制が、それが整っていないと本当に大変だという、時間的に集中すると大変だということが先生方の話を聞いてよくわかりました。正職員に対してはいろいろな今職員の研修というのがものすごく充実しているけれども、やっぱり臨時職員というのはそこら辺時間も足りないし難しいのかなということが1点と、あとセンター長というのはこども園のセンター長が兼任してますが、今のところ日々の誰かがたんこぶしたとか、擦りむいた位はあっても、大きな問題ありませんが、何かあった時のやっぱり責任者というのも問題になりますし、そうですね、クールダウンのことが、子どもさんのことも書いてありました。それで以前は児童生活館から先生がお散歩がてらに図書館に行ったりとか、歴史館に行ったりとかしてたんですよ、そういうことはどうなんですかと言ったら、とても余裕ないですって、みんながわーっと集まって、もう支援が必要な子もみんな集まってる中で誰を連れていくの、誰かと誰かだけ行ったら、僕も行きたいとなっても大変だし、先生方もとても余裕なくて、やっぱりセンターの中でとにかく子どもたちを見守る。屋外はすごく広いので、天気の良い日はそこで遊べるということもありますけれども、その辺、ちょっと今後に向けても心配な面があるかなと思います、その点のことをお尋ねして、お願いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず児童センターの職員の資格の問題ですけど、資格がある人を常勤的に2名は配置しなきゃならないという基準がございますので、その資格は保育士なり、学校の教諭の免許だったり、そういう資格がある人でないと駄目ということで、ご多聞に漏れずというか、こども園と同じようにそういう資格を持っている方がやっぱりなかなか集まらないというのが現状で、そこを何とかやりくりしながら今、指導体制に今努めているということをご理解をまずいただきたいということと、あと時間的な集中ということで、先ほどお答えしたように、時間的にはやはり自由来館の子どもと児童クラブの児童が来る、やっぱり2時半以降、4時までがピークでございまして、時期的にもやはり春先が一番集中してくるし、少年団活動などが始まればまたちょっと分散するというあれもあるんですけど、その中でやっぱりあの施設的にやはり春口というか春先ですので、なかなか外で遊べないということもあって、施設的な問題もやっぱり抱えているのが現状であるというのは確かなこととございます。その中で研修の話も最後お話させていただいていますが、私どもとしては、やはり職員の資質もやっていかなきゃならないことも考えていますので、その中でこども園もそうなんですけど、臨時職員さんに向けてのそういう職員研修、外に向けた研修だけじゃなく、3施設での研修も今行っているところですので、その辺のどこ情報共有しながら行っていきたいということと、あとクールダウンのお話を回答の中でもお話したように、やっぱり特別支援を要する子どもが開設当初は一桁台というか5人ほどだったんですけど、今実際は十二、三人いるということで、倍ぐらい今いるような状況で、それでそれぞれのお子さんがそれぞれの特性を持ちながら集団活動をするというのが、施設的にやっぱり問題なことが今起きているというのが現状で、これからの推測をしますと、どれだけそういうお子さんが来るかということ私たちも推計しながら、施設的な環境整備というか、はっきり申し上げてクールダウンの部屋とか、そういうとこ

ろも増築も含めて考えていかなきゃならないかというところに今、来ているような状況でございますので、その辺も含めて、これから検討して、また議会にもお諮りしてまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

あと4分です。

○10番（西山由美子君） 最後にお尋ねしますが、所管事務調査で確か開設された次の年だったか、その年だったか忘れましたが、父母の会が児童生活館でその前にあったんだけど、1回解散して、作ろうと思ったら、なかなか父兄が集まらなくて難しいんですよってお話がありました。その後、今、父兄との父兄会といいますか、父兄との連携はどういうふうになっているのか、それから学校の中で特別支援を受けているお子さんはそれぞれの先生が補助員がついていると思うんですが、その先生方、そのお子さんに対する、関する情報というんですか、この子はこういう特徴があってという、前、手帳みたいなのが何かあるって聞いてはいましたけども、その辺の連携について、2点伺います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず1点目の父兄との関係性の問題でございますけど、確かに児童生活館の時は、旧児童生活館の時ですね、父母の会というのがあって、児童センターの中でそういう父母の会は現在はありませんけど、年1回アンケート調査をまず父兄の方に出しながら、その中で要望を受けたり、それと年1回ですけど、懇談会を設けながら父兄の方からいろんなご意見をいただいているということなんですけど、私自身もそういう父母の会の必要性も感じているところなんで、その辺のところ、特にいろいろなお子さんがいる中で親御さんの、保護者の方のご意見もいろいろあると思いますので、その辺のところを含めた、どうそれをくみ取って、どう運営していくかということも必要だと思ってるんで、設立も含めてですね、今後検討してまいりたいということ、あと学校と児童生活館との連携という部分では、それぞれの学校の担当が児童生活館に来て、定期的というか何回か来て、その様子をみたり、その情報を児童センターの指導員ともこういう活動してるよとか、例えばこういう活動をすることによって、この子はどうですかとか、そういうことも情報を共有しながら今やっているところなんで、その辺のところは連携取れて今のところやっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） これからも子どもたちが安心して児童センターで過ごせるよう、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 10番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、9番、仁木義人君の発言を許します。

仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 9番、仁木です。通告書に従って一般質問をいたします。

子どもたちの安全対策について、町長と教育長にお尋ねいたします。

昨今、毎日のように各マスメディアで報道されているとおり、児童や園児の列に自動車
が突っ込む事故が多発したり、複数の子どもたちを無差別に狙った傷害事件、保護者が自
分の子どもに暴力を振るったり、食事を十分に与えずに衰弱させるなど、子どもたちの大
変痛ましく悲惨な事故や事件が続いております。皆さまもそうかと思いますが、私も小学
生と中学生の子どもがいる保護者としても、最近の子どもたちの悲惨な事件や事故のニュ
ースを見るたびに心が痛くなり、町内の保護者の方々からも不安や心配の声が上がって
おります。

第6次訓子府町総合計画の基本計画の第1章は「安心して子どもを産み、育てられるま
ちづくり」とあり、安心して子どもを育てられるまちづくりのために子どもたちの防犯対
策や交通安全対策は重要課題だと思えます。

そこで、子どもたちの安全対策について、次の点をお伺いします。

一つ、町内の防犯対策について、防犯カメラや公用車等にドライブレコーダー設置の考
えは。

2、不審者情報のメール配信システムの構築の考え、また現在行っている「こども11
0番の家」の現状と見直しは。

3、商業施設の開業や公共施設の建て替えなど、町内の状況の変化に伴う交通量にあ
わせた交通安全対策の整備が必要と考えられるが、通学路等の交通安全対策について、登
下校時の子どもや散歩中の園児を事故から守るため、交差点や歩道などに車止めのポール
などの設置の考えは。

4、幼児・児童虐待について、こども園や学校などの教育現場で虐待とみられる痕跡の
発見や、子どもからの何らかのSOSを見逃さず発見することができる対策や、発見後の
心のケアを含めた対応方法は。また第6次総合計画の基本計画第1章第1節に「虐待防止
ネットワークづくりの推進」とあるが、現状はどうか。

以上についてお伺いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 「子どもたちの安全対策について」4点のお尋ねがありました。
通告書の内容の中に教育長にも回答を求めている項目もありますが、私から一括してお答
えをさせていただきます。

まず1点目の「町内の防犯対策について、防犯カメラや公用車等にドライブレコーダー
設置の考えについて」のお尋ねがございました。

近年、子どもたちが被害に遭う事故、事件が全国各地で相次いで発生しています。

防犯カメラについては、学校と地域等が連携して行う登下校時の見守りを補完すると
ともに犯罪を抑止し、通学路の安全確保を目的として、都市部を中心に設置するところ
が増えていきます。

一方では、個人のプライバシーの問題や事件・事故の未然防止の面で効果薄いと
の理由から防犯カメラの設置に消極的な自治体もございます。仮に防犯カメラを設置するにあ

っては、地域、保護者、学校や関係機関の理解と記録等の取り扱いに関するガイドラインを設け、適正に運用する必要があります。

これまでも登下校の防犯対策として、さまざまな取り組みを実施しておりますが、今後の対策を練る中で、防犯カメラも含め、検討させていただきますので、ご理解をお願いします。

また、公用車のドライブレコーダーについては、現在、町の公用車には設置していませんが、埼玉県の日高市では、地元の警察署と「防犯活動の連携及び記録データに関する協定」を締結し、「防犯警戒」「ドライブレコーダー録画中」などと記載されたステッカーを車両に貼り、犯罪や交通事故の抑止力に役立っている実例があります。動く車両が防犯カメラとしての役割を果たすことで、子どもたちの見守りのほか、あおり運転や無謀運転の防止など交通安全につながることをと思いますが、犯罪件数が少ない、本町においては、設置効果を検証しながら、今後、公用車等の入れ替えの際に検討をしております。

次に、2点目の「不審者情報のメール配信システムの構築の考え、こども110番の家の現状と見直しについて」のお尋ねがありました。

不審者情報などについては、管内で発生した事案について北海道教育委員会から情報が発信され、この情報を各学校に周知し、必要の都度、児童生徒に対し、登下校時の安全指導を行っているところです。

昨年9月に発生した北海道胆振東部地震でのブラックアウトでは、緊急時における保護者との連絡手段に課題があったことから、本年度、認定こども園、各小中学校の保護者ならびに児童センター利用者の保護者を対象に、「緊急一斉メール送信システム」を導入し、不審者情報や気象災害などによる学校の情報などに、迅速な対応を図る情報システムを導入し、子どもの安全確保と保護者などが安心できる環境づくりに努めてまいります。

なお、保護者の登録作業を行っているところであり、夏季休業前に運用を開始できるよう準備を進めているところです。

次に、こども110番の家については、本町では平成13年度に登下校時などの不審者対策や急病などにより、子どもたちの緊急避難所的な役割を目的に事業を開始いたしました。

この事業は、子ども会育成連絡協議会と教育委員会が中心となり、子ども育成会が地域の中で協力を呼びかけ、個人や事業所等、現在298戸にステッカーの掲示やのぼりの設置をいただいているところです。

これまでに子どもたちが助けを求めてきた事例はございませんが、事業開始から17年が経過していることから、あらためて事業内容の周知徹底や新規登録者の拡充を図るなど、今後も家庭や学校、地域、関係機関などと連携を図りながら、子どもたちの安全確保に努めてまいります。

続いて3点目に「登下校の子どもや散歩中の園児を守るために、交差点や歩道に車止めポールなどの設置の考え方について」のお尋ねがございました。

まず、町内の交通安全施設の状況ですが、飛び出し注意看板33か所、警戒標識看板14か所、スクールゾーンが7か所、交通安全灯が71か所、ゼブララインが30か所、交通安全旗が33か所に設置しています。この設置を通じて、ドライバーや歩行者に交通安全の啓蒙・啓発を実施してきたところです。

また、年6回の交通安全運動期間中や毎月の1日・15日の交通安全の日には、交通安

全協会、交通安全指導員が朝の通学時間に交差点に立哨し、子どもたちの見守りと安全指導を行っているところです。このような住民活動により、来月20日には、町内における交通安全事故死ゼロの日、2,500日を達成しようとしています。

さて、議員お尋ねの交差点や歩道の車止め施設については、本町では、訓子府小学校正門と南13線の三差交差点、町道末広線と道道置戸訓子府北見線の交差点に設置しておりますが、これら以外の交差点については、除排雪作業の支障になることや雪が堆雪され、見通しが悪くなることからポールなど車止めの設置を進めていないのが現状であり、慎重に対処していかなければなりません。

今後とも交通安全の施設の整備、交通安全に関して、ドライバーや住民への啓蒙・子どもたちへの交通安全教育などに積極的に取り組んでまいりますのでご理解をお願いします。

次に、4点目の「幼児・児童虐待について、こども園や学校などの教育現場で虐待の痕跡の発見や子どもからのSOSを見逃さない対策、発見後の心のケアなどを含めた対応方法、第6次総合計画における虐待防止ネットワークづくりの推進について」のお尋ねがございました。

全国で幼児・児童への虐待に関する事件が相次ぎ、今年1月には千葉県野田市で小4の女子児童が、さらには、6月には札幌市で2歳の幼児が両親からの虐待により幼い命が奪われるなど、悲劇が繰り返されたことは、私たちにとっても大きな憤りと深い悲しみを感じているところです。

子どもたちを暴力や虐待から守るためには、日常的に地域や教育現場で多くの大人が関わり、見守ることが重要と考えております。

乳幼児段階では、育児相談や各種の健診、保健師の家庭訪問など、こども園や各小中学校では、さまざまな教育活動の場で教職員全体が目で見守り、子どもたちの変化やSOSを見逃さない体制づくりを整えているところです。

万が一、このような事案の兆候が見られる場合は、学校、福祉部門、児童相談所などと連携し対応を図っていくこととしており、必要に応じて学校にスクールカウンセラーなどを派遣し、心のケアを行うなどの対応を図ってまいります。

また、第6次総合計画の基本計画第1章・子育て支援における「虐待防止ネットワークづくりの推進の現状」につきましては、関係機関の連携する組織として、児童相談所をはじめ警察や保健・福祉・教育などの関係機関で構成する「訓子府町要保護児童対策地域協議会議」を毎年開催し、情報の共有を図っているところです。

なお、状況に応じて「個別ケース検討会議」や「実務者会議」等を開催し、個々の事案について対応の協議を行っているところです。

子どもたちを虐待などから守るために、日常的に子どもに関わる大人はもとより、関係機関や地域が連携しながら、子どもたちを見守る体制づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 町長の答弁の中でいくつか再質問をしたいと思いますのでお願いします。

まず、防犯カメラについてですが、ご答弁の中でありましとおり各地域いろいろな事件、

ニュースで報道もあるように、屋外の防犯カメラの映像が犯人の行動の分析や検挙につながったとして活躍はしています。また事件を未然に防ぐことにつながり、防犯にも大きな効果が期待されています。しかし、ドライブレコーダーもそうですが、常に録画、監視をしていることになり、プライバシーの観点で十分な配慮が必要になり、他自治体でも要綱や条例の制定も行っているようで、設置にあたり、そのような配慮も考えなければいけないのも確かです。私の考えでは、小中高などの通学路や学校、多くの子どもたちの遊び場になっている公園、役場庁舎や図書館、スポーツセンターなどの町の施設、農業交流センターを含めた商店街など、子どもたちが多く利用する施設などに設置するのが効果的だとは考えますが、先ほど言ったようにプライバシーの問題ですとか、費用の問題ももちろんあると思いますけども、現在として、本町では犯罪の件数が少ないということでしたけども、その犯罪を未然に防ぐという意味では前向きに検討していただけるということでしたが、再度質問いたします。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 今の防犯カメラに関してお尋ねがございました。答弁書に町長がお答えされましたように、都会部では防犯カメラを設置して、そういったことの未然の防止に防いでいるということでもあります。なぜ都会では入れているのが多いかといいますと、最近は何ですかね、警察官のなかなかあてる人の数が少なくなっている。それから都会では地域、子どもたちを見守るボランティアがいないのでということで、通学路に防犯カメラを設置し、そういったことをやっているのが現状でございます。議員今ご指摘にございましたけども、防犯カメラを設置するにあたって、いろんな自治体でなかなかそのとおりになっていないのはそのとおりであります。札幌市では防犯カメラを設置することで、文章だけで送られた結果、住民から反対運動が起きまして、撤去になったという事例もあります。設置するにあたっては、やはり地域住民の理解のもと、設置しなければならないと思っていますし、そういった行動をしないと理解できてないといけないと思っています。ただ、防犯カメラの有用性というか、地域ボランティアの活動が少なくなっているとか、そういったことを鑑み、やっぱりその設置については、僕は、僕自身の考え方ですけども、必要ではないかと思っておりますので、一応、町民、住民とたまたま町内会連協、実践会長、実践会の担当課でもありますので、会議の中でそんな話をしながらですね、防犯カメラの設置の方については、検討していきたいなと、意見を聞いて検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 続いて、ドライブレコーダーについてですが、ドライブレコーダーについても町長のご答弁ありましたとおり、同じようにプライバシーの問題ですとか、ご理解をいただくという部分はもちろんありますが、交通事故時発生の状況の記録はもちろんですが、ドライブレコードを設置することによって、職員の安全運転の意識および運転マナーの向上につながると思われまます。また先ほどこちらもありましたとおり、また動く防犯カメラとして事件を未然に防ぐことにも効力があるため、防犯対策に効果が見込まれると思います。車両についても、設置車両にステッカーなどで告知をすることによって、防犯効果にさらに効力があるかと思っております。そのため、公用車を中心にスクールバスや作

業者を含めてできるだけ1台でも多く設置を望みます。臨むところであるんですけども、これから車両の入れ替えなどにあわせて設置をしていきたいというところなんですけれども、できればですね、なるべく早くといいますか、一般の方もドライブレコーダーというのが結構当たり前の設置という部分にはなってきていまして、これも各、他の自治体の話ですけども、一般のドライブレコーダーを町が協力して、何かあった時にその情報を町に提供していただいたり、警察などの事件に協力するという方法も行っているんですけども、その辺も含めて、早期にドライブレコーダーの設置という考えはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ドライブレコーダーの設置についてというところで、ちょっと警察に、北海道警察に聞いてみました。北海道ではそういったことを取り組んでいる自治体はないということであります。やっているとするならばタクシー会社とか、バス会社とか、そういった企業と連携、協定を結んで、何か事件があった時にその記録を何か見してもらうような仕組みになっています。なぜ自治体でそれがそういったふうにならないのかというところでありますけれども、やはりそれも住民、いろいろ、入れるにあたっては、防犯カメラと同じく、住民の合意形成をいただかなきゃならないんですけども、車そのもの自体がもう移動していける訳で、そのピンポイントで撮影ができるというところで、どうもやっぱり反対をする方が多いというところもあるようでございます。それでなかなか防犯カメラとはちょっと違う特質性があるのかなというところがあります。自治体でドライブカメラを入れているというところは、隣の置戸さんはドライブレコーダーは入れています。それは職員の交通安全のために入れているということで、防犯という形では入れている訳ではなく、防犯カメラ、防犯カメラではなくて、ドライブレコーダーを入れているところは車にドライブレコーダーなんだか設置中というステッカーを貼って住民に周知してやっているところでありますから、そういったところでは、やっぱり住民の理解形成が必要だということでありますので、ここはちょっと慎重にしなければならないのかなと思っていますけれども、先にも言いましたけど、先ほど職員の交通安全の関係で車両を入れ替える時については、また別にドライブレコーダーを入れていくというのはあるのかなというところで、ちょっととりまとめのない、ちょっと話でしたけども、回答させていただきます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 先ほどの防犯カメラ、ドライブレコーダーにつきましてですね、プライバシーの問題ですとか、町民の理解ですとか、自治体としての条例の制定など、なかなか難しい問題も多々あるというお話でしたので、防犯、また交通安全につきまして、効力としては高い効果があると思いますので、これからすぐという訳には今のお話であったとおりでですね、難しいのかもしれないですけど、前向きに検討をして、機器の設置を含めた防犯対策を進めていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 2点提案をいただきました。6月11日の日に北見警察署の刑事3人が私のところにやってまいりました。これは一連の子どもたちを巡る事故が多いということで防犯カメラの設置について要請が、文部科学省で補助制度も持っているということですので、これらについて前向きにというよりも、ぜひ検討していただきたい

ということが要請がありました。私はこのように答えました。趣旨はよくわかるし、前向きに検討させていただくと。しかし各種団体がやっぱり管理社会とか情報の守秘義務も含めて、どういうことになるのかという不安感はやっぱり拭えないんだと。これはドライブレコーダーにしても同じようなことが言えるんじゃないか。その点では、町民のより多くの町民のコンセンサスを得るということを前提にしながら進めないと、事件が起きたから、こういったものをやるということに町民の理解を得れるかどうかというのは非常に厳しい現実だと。だから他の自治体、市町村でも進まないという状況があるということのお話をしました。警察もよく心得ていまして、町長さんのおっしゃるとおりだと。実は私たちもぜひ住民の皆さま方の話し合いの中に参加させてほしいと。できるだけ警察が今、何を考えているのかと。防犯カメラっていうのは、今こんな状況なんだということを直接話をさせていただきたいということを刑事の方がそういう話をしていました。今、担当課長の方から、できるだけ、例えばPTAとか町内会、実践会うんぬんで、これ全部開いていたらですね、1年以上もかかるんじゃないかと思えますので、ちょっとですね、あらためて、これまちづくり推進会議の委員さんというの各団体やなんかの代表になってきていますから、これ7月、今、立ち上げようとしているんですけども、ここで一つの問題提起としてですね、意見を問うという形をやるかですね、この辺はそれでなかったら、新たに関係団体や自治団体、自治会団体、いろんな人たちの代表を集めて、こういう提案を警察の説明受けながらですね、やるべきかですね、ちょっと検討させていただきたいと思えますので、いずれにしてもこんな時代的な状況ですから、前向きに検討させていただきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 前向きなご検討をいただけるということでご期待いたします。

次に、不審者情報メールの配信システムについてなんですけども、夏季休業前に運用開始できるように準備を進めているとのことでしたけれども、メール配信というものももちろん効果的ですけども、最近、近年はですね、メールももちろんですが、スマートフォンのコミュニケーションアプリのLINEというものが利用率が非常に高いこともあり、特に子どものいる保護者世代以下、中高生の学生を含め、LINEの利用率が高いと思われれます。このLINEのサービスで本年5月より地方公共団体を対象にしたLINE公式アカウントというものを無償で使用できる地方公共団体プランというのが受付をされたようです。このアプリの内容としましては、登録された町民の方々に不審者情報などの緊急連絡だけではなく、災害時における避難方法などの緊急連絡もできるほか、各種情報発信や、ちょっと質問内容とは少しずれますけども、戸籍、住民異動、福祉、教育などの住民向けサービスの各種申請、届出の受付や決済サービスの同社のLINE Payというものを利用して税金などのキャッシュレス支払などもできるようです。これからの時代、このようなソーシャルネットワークサービスを利用した行政のあり方も必要になってくるかと思えますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今ちょっと、地方公共団体のLINEのプランの関係でご意見というかご提言いただきました。緊急連絡については、ちょっと管理課というか教育委員会でするので、どうしても、ブラックアウトの時って一般の電話が使えなかつ

たということもあって、そういった緊急時について使おうということでやっております。議員ご意見のあったLINEの部分については、加入者がどこまでそのLINEに加わるかとかですね、今、税のPayのLINE Payの話もございましたけども、受け手側のシステムがまだ出来上がっていないということもあるんで、今後さまざまな部分で検討をしてみたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 前段の話の中で学校の緊急情報の発信の関係でLINEのアプリを活用したというご提言もありましたけども、先ほど総務課長がちょっと話しておりましたとおり、スマホがどの程度保護者の中に普及しているかというのをまだちょっと実際問題つかめてもいませんし、誰もが一般的に利用できるメール配信ということで、今、進めているところです。これからその時代の変化によって、そういったスマホの利用率が高くなり高くなった時にどういうふうな情報の発信システムを利用していかっていくかということは今後の検討課題だと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今、ご答弁ありましたとおりですね、もちろんメールという部分で必要で、先ほどの質問でもしたとおりですね、スマートフォン、そしてLINEというものにですね、登録しているかどうかという部分はありますけども、保護者世代という部分でいくのであれば、先ほど言ったようにLINEの利用率って高い、普段、仕事や業務で使う場合っていうのはどうしてもメールですとか、もちろん今回の不審情報のメール配信っていう部分にもつながってくると思うんですけども、これからですね、ますますですね、メールという方法よりもLINEですとか、そういうソーシャルネットワークのメッセージを使うという部分も、どんどん方向的にはかなり進んでいると思いますので、これからですね、スムーズで意味のある情報発信方法を前向きに考えていただきたいと思います。

次に、こども110番の家についてですけども、現在298戸にステッカーの掲示やのぼりの設置をいただいております、現在これまでに子どもたちが助けを求めてきた事例はないとのことでしたけども、児童や保護者の方には学校を通じて、こども110番の家の説明ですとか、どういう場所にあるというプリントの配付があるかと思っておりますけども、110番の家側に、もしそういう子が来られて場合、どうしたらいいかなどの案内というものは継続的にされていますか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、110番の家の受け手、受け入れ側ですね、掲示をしていただいている家庭、企業の方にですね、そういう、どのような方法で行ったらいいかという周知をされているかというお尋ねだったかと思っております。例年6月中にですね、このステッカーにつきましては、先ほど回答書にもありましたとおり、子ども会育成会、子ども会を通じてですね、確認作業を行っているところです。その際、登録されている、該当する枚数をですね、この110番の家のステッカーを貼っていただいている皆さまということでですね、文書にして、それから110番の家はこういう趣旨でこういうところをお願いをしていて、貼り付けの位置、それから、もし子どもたちが来た場合は一時的に保護をする。それから警察等へ連絡をしていただく。その連絡先を示したですね、

文書をですね、子ども育成会から該当する家庭とか企業に配付をいただいているということで、これは毎年、作業として行っているところです。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 受け入れ側にも案内、啓発がされているということでしたけども、もし実際に何かあって、子どもが逃げ込んできた場合に、そのプリントの内容について、ちょっと私の方で把握してなかったもので、内容についてはあれですけども、子どもを例えば保護して状況に応じて110番をする。または119番に連絡をする。あと学校や保護者に連絡をする。またですね、もし保護した場合に迎えに来るまでに保護者の方に連絡をどうかとっていただく、そういうネットワークやマニュアルのルールの構築の必要性、または現在そういうようなルール、マニュアルというものは設定はされていますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 一応この文書の中にはですね、このように記載をしております。変質者等、それからけがをしたりとか、自然災害ですね、落雷とか暴風雪、このような場合には子どもたちが一時的に保護したり、警察、消防、学校、保護者などへ連絡をしていく緊急避難所のような役割ですということでも明記をしております、後ほどお渡しをしたいと思います、連絡先等もこと細かく書いておりますので、このようなものに従ってということをお願いをしているところです。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今、ご答弁いただいたとおりですね、地域で見守っていく、地域見守り隊ですとか、このこども110番の家、関係団体やPTAとか町内会など、そういう見守りという部分で、これからですね、どうしても負担がかかったり、無理がかかってしまうという部分あると思いますので、そのような無理がない形の中で地域を含めて子どもたちを見守っていくということと、今一度、110番の家の、箇所の整理ですとか、これからもっと増やしていくのか、少し整理という部分や、先ほど受け入れ側には案内はあるということですけども、引き続きマニュアルなどを再度認識していただけたらと思います。

続きまして、質問させていただきます。

商業施設の開業や公共施設の建て替えなどによって交通量が変化という質問についてなんですけども、ここ数年、町内で具体的な名称をあげさせていただきますと、スーパーのシティやニコットの開業、またセイコーマートの移転、十勝オホーツク自動車道の開通、新スポーツセンターがオープン、町の中心街から駅の裏側への道路と農業交流センターの西側になるんでしょうかの開通など、交通量が大きく変わる要因がここ数年では多々あったと思いますが、それに伴い、検証や安全対策の対応はされていますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいま、交通量が増えているところに対する安全対策をしているのかというお話でございましたけども、例えばシティさんができましたと。それで旭町の本光寺と相原さんのところの交差点にルームミラーですか、ああいうのをつくったりとかして実施しております。交通安全施設については、町内会とか実践会とかの要望で、

カーブミラーですね、ルームミラーでなくてカーブミラーでした。要望でそういったこともしてますし、場合によっては教育委員会からの要請でいろんな施設をスクールゾーンだとか、そういったことも検討して予算付けして設置しているところがございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） ここ数年、先ほどの質問のとおりですね、交通量の変化や開業や公共施設の建て替えなどで、ますますですね、車の流れ、その流れが変わることによって、子どもたちの交通安全の意識の改革の変化という部分も大事になってくると思いますので、これからもですね、引き続き新しい道路ですとか、商業施設開業、これからあるかどうかはあれですけども、そういう場合、引き続き交通安全について、前向きに考えていただきたいと思います。

また横断歩道のみのところ、信号がない横断歩道のみところで、もし歩行者がいた場合、車は一時停止をしなければいけませんけども、実際に見ていると学校前などの信号がない横断歩道で子どもが待っているけども、車が止まるというのがなく、そのまま流れているという現状が実際、私も見て感じております。場所にもよるとはもちろん思いますが、日本自動車連盟JAFの調べでは90%以上が信号のない横断歩道で歩行者がいても止まらないというデータもあり、ちょっと自治体といいますか、行政ではなく、管轄が警察になってしまうかもしれないんですけども、学校周辺や通学路の信号機のない横断歩道、また横断歩道もない交差点について、横断歩道や押しボタン式の信号の設置などの考えはありますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいま議員からご指摘ございましたけども、結構、横断歩道で止まらないドライバーは多いということでもあります。僕も栄町の方に帰りますけど、なかよし通りから横断歩道止まる車ほとんどいらっしやらないところですけど、そこに対するドライバーの安全周知というのは広報か何かに通じてしていきたいのが一つであります。

それから、ただいま言いました信号機、あと横断歩道、これについては公安委員会の方で設置するので、町はどちらかというところ、そちらに要請をするというところがございます。1年に1回要請する時がありますので、交通のところの危険箇所をこちらの方で整理しましてですね、必要などころについては公安委員会の方に要請をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 続いて質問させていただきます。車止めポールについてですけども、先ほど町長からのご返答の中で排雪作業の支障になることや、雪が積もることで見通しが悪くなって、ポールなどの車止めなどの設置を進めていないのが現状とあり、慎重に対処していかなければなりませんとあります。確かに私の中でも、雪国ならではの、冬の除雪というものがわが町でもあると思いますので、そこをですね、除雪車が通れなくなることによって、除雪できなくなって余計に子どもたちの通学路が余計危険な部分になってしまうというのであれば、そもそも本末転倒になってしまうので、例えば除雪時に障がいが出る場合、かなりちょっと手間になるかと思うんですけども、例えば上下可動式のポ

ールというの北国で使われているようなところもあるんですけども、そういうような考えはいかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） すいません、ちょっと上下可動式のポールということをちょっと理解をしてなくて、ちょっと回答に苦慮しているんですけども、冬になったら除雪の邪魔にならないようなポールを設置したらいいんじゃないかなというお尋ねでないかなとは思っています。交通安全施設についてというか、ポールも含めてなんですけども、ちょっといろんな中でそういうなんすかね、いろいろなところからの要請というか、あった場合についてはこちらの方では検討はしてみたいというふうに思いますし、道路管理の関係ですから、うちだけでなく、道道ですと土木現業所との兼ね合いもございますから、そういったことでいろいろな中の話し合いが必要でございますので、そういうところをご理解を願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） すいません説明が足りなくて、車止めポールについて、上下可動式というポールなんですけど、私がちょっと調べてみたという部分なんですけども、普段はポールになっているんですけども、そちらの方をこう地面の方に収納ができて、その時に除雪をして必要なとか、これを出してポールに普段はしとくというものらしいんですけども、なかなか除雪作業大変な中ですね、箇所、箇所で通行何本設置という部分にありますけども、大変という部分はあると思うんですけども、先ほどの信号機やこういったような車止めのポールの設置というのがなかなかすぐに難しいというのであれば、これからですね、町内の状況に変化に伴った交通安全対策を今一度見直しをしていただき、また継続して交通安全対策を引き続き行っていただければと思います。

次に、四つ目の質問の中で幼児・児童虐待についての質問をさせていただきました。

こども園や学校などの教育現場で虐待の傷の跡の発見や子どもからのSOSを見逃さない対策、発見後の心のケアなど含めた対応方法についてなんですけれども、全国各地、皆さまご存じのとおり虐待のニュースで子どもが亡くなってしまおうというような事件が多発しております。同様にですね、先ほどの交通安全と同様にですね、地域でやっぱり見守りを必要という部分もあると思うんですけども、もし実際に近所で頻繁に子どもが泣き叫んでいたり、大人の怒鳴り声が聞こえた場合、またですね、あちらこちらに例えば見てけがをしていたり、あざがあるなど、不自然に感じるようなことがあった場合、我々の住民として直接警察に通報すべきなのか、近所付き合いの中の関係があつてなかなか実際にその子どもや警察に通報が躊躇せずに通報できるっていうかなど、不安が多いと住民の方も思います。事件を未然に防ぐため、町民が見守り、いざという時に先ほど言った躊躇せずに行動に移せることができるように、町としてチラシや広報などで町民に幅い啓発が必要と思われるかがいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 虐待の関係で今、日頃の見守りの中では、例えばこども園や各小中学校の中で学校生活や園生活の中で見守る中で、例えばそういう案件が発生したら、もちろん教職員なりがそれなりの対応をしながらやっていく中で、今、議員の方から、例えば近所の中でそういう事案が起きた時にどこに、警察に通報することも一つの方法です

が、今いろんな案件の中で児童福祉法でしたかね、改正になって、そういうものを発見した場合は通報しなきゃならないという義務も発見者についても、そういうことになってきたということもありますし、それらを含めて、ちょっと難しい、ちょっと周知するといった方法がいいのかということを検討させていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 児童虐待について、引き続きの質問なんですけども、もし何か問題が起きた時に、大きい町などですと児童相談所などの機関というのがあります、そういう機関が必要かと思いますが、訓子府町では児童相談所と同様の働きをしているのは、どの機関になりますか。

また児童相談所と行政や警察との連携が何かと連絡してなかった、そんなこと言っている、言っていないというような連携が問題にはなっていますが、実際に何か起こった時の各機関と町としての連携はどうなっておりますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 本町も北見児童相談所と連携をとっております。万が一そのような虐待などの事件と申しますか、そういった事案が出てきました時には、児童相談所、または警察とも連携をとりながら、うちの保健師が中心となって個別ケース会議など開催して対応に当たっております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） また、質問を続けます。何か起こった時、児童相談所というの北見っていう部分で福祉保健課の方で対応していただけるというお話ですけども、虐待がまず起こらないように未然に防ぐことがもちろん重要だとは思いますが、保護者がどうしても一人で悩み込んでしまったりする場合に虐待が起こったりすると思いますので、そのように一人で悩み込まないような、親をフォローといいますか、それを対策や相談しやすい環境づくりについてはいかがでしょうか、どうお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 本町の場合を申し上げますと、生まれてからそれぞれの健診なんかも含めて、保健師が健康相談なりを行っていることがまず一つの第一で、その他に就園前であれば子育て支援センターがあって、そこでいろいろ子育て支援センターの役割として保護者となる方の不安や育児相談も受けながら、その辺のところを見守っているという状況で、実はうちの機関の中で、例えばこども園であれば3歳児はほとんどのお子さんがこども園に来ますし、今、未満児の方が増えているんですけど、入園率が上がっている中で、入園していない方が通うのが子育て支援センターなんですけど、生まれたばかりの子とはなかなか来ないんですけど、全部とは言いませんけど、多くの方が子育て支援センターを利用しているということで、行政の中で囲い込むという言葉悪いんですけど、そういった中ではそういう子どもを見守るような体制づくりが本町の中ではできているということで、そうはいいいながら、親御さんのいろいろな不安もございますので、それらを受け入れるような形の中でどういった形がもっときめ細やかにできるかということとは検討してまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 最後になります、子どもを取り巻く環境はめまぐるしく、冒頭に申し上げましたとおり子どもが被害になっている悲惨な事故や事件が残念ながら急になくならないかと思えます。しかし、このような事故や事件は我々大人が原因であることが多くあり、町内でもいつ起こり得てもおかしくありません。しかし対策や対応をしっかりと構築することで未然に防ぐことができ、子どもたちの未来を守ってあげることができると思えます。この先、町内でも同様の悲惨な事故や事件が起こらないように対策、対応を前向きに考えていただき、最後に町長に今後の考えをお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町政執行方針でも申し上げましたように、子育てするなら訓子府、このキャッチフレーズは、そしてすべての町民にやさしいという言葉は今、仁木議員がおっしゃったさまざまな問題に対応できる地域ぐるみ、あるいは学校、それから親たちも含めた、そういう関わり合いの中で確かなものをつくっていこうと。行政的にいいますと、今、教育長からも話出ましたように、窓口的には保健師がやっています。これは児童相談所や警察との連携も含めてやっていますし、実は子育て支援センターというのは、やっぱり育児ノイローゼも含めて集団保育だけではなくて、子育てが家庭内保育やあるいはまた同じ世代の親たちができるいろんな子育ての対応に対して向き合っていこうというところで提案して子育て支援センターができています。もちろん発達支援は必要なものについては北見のそういった施設等も含めて、うちの町からそういう施設に通っている子どもがいますので、ですから特別な対応といえどもうどこにでも、学校でも、あるいは役場でも、そして警察でも児相でも、駆け込むなり電話をいただくなり、そして私どもが3歳児健診や0歳児健診で子どものあざが見つかったり、いろいろな発達障がいがあったり、それから超体重が今回のような少ないとか、いろんなことがあった時にはたちどころに、やっぱり連携する仕組みというのは内部的にはできていますので、心配ないと思えます。でもさらに一層充実した学校関係も含めてですね、連携した、日常的に連携できるような体制というのはもっと作っていかなくちゃならないというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 9番、仁木義人君の質問が終わりました。

ここで3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、7番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

町政4期目の町づくりについて。

菊池町政の4期目がスタートし、町長としてやり残した課題を示し、町づくりの総仕上げと位置付けておられます。

先般の町議会議員選挙に至るまでに多くの町民の皆さんとお会いし、いただきました数々の貴重なご意見と私が訴えてきたことをもとに、今後4年間の町づくりの方向性について伺います。

- 一つ、当選後、新聞等で示された政策等への今後の町民意見把握と反映の方法について。
 - 二つ、子育て・教育および福祉施策と定住促進・人口対策施策の連動について。
 - 三つ、町民の老後の安心を担保するための訓子府福祉会の運営に対する支援策について。
- お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政4期目のまちづくり」について3点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「当選後、新聞等で示された政策等への今後の町民意見把握と反映の方法」についてのお尋ねがございました。

「訓子府町は町民のものです。町のことは誰もが参加して決めましょう。」これは、私が1期目に町民の方とお約束した言葉であり、私の政治信条であります。

この間、まちづくり推進会議をはじめ夜間町長室、車座トークのほか、あらゆる機会を通じて、地域課題や意見などを施策に反映してきたところであります。

また、4期目の政策につきましては、町政執行方針、第1章「町政執行に臨む重点施策（4期目の挑戦）」で触れさせていただいていますが、町長が提案する政策への施策展開にあたっては、本年3月に施行した「訓子府町まちづくり町民参加条例」による審議会等、まちづくり意見募集、まちづくりトーク、アンケート調査などの町民参加手続きを行い、意見を反映した中で私が議会に提案することとなります。

一方では、地域課題への相談も参加機会と規定しているほか、新まちづくり推進会議は、会議自らが町長に意見できる機能も規定していますので、多様なアンテナをもって、従来よりさらに住民に寄り添うまちづくりを進めてまいります。

次に、2点目に「子育て・教育及び福祉施策と定住促進・人口対策施策の連動」についてのお尋ねがございました。

私の政策の原点は、産業基盤を強靱化、発展させ、教育、福祉を充実させていくことにあります。

議員からは過去の一般質問で、子育て・教育、福祉施策を広く内外に発信し、人口対策施策につなげていくべきなどのご意見をいただいているところであります。

そういったなか、直近4年間の人口動態の内、社会増減は年少人口でプラス15人、生産年齢人口がマイナス120人、老年人口がマイナス67人となっており、自然増減を加えた総人口は減少しているものの、私が政策に掲げている「子育てするなら訓子府」「教育の町、訓子府」の実現に向けては、確実に進んできているのではないかと感じています。

一方、老年人口では平成30年の社会増減がマイナス30人、その内、80歳以上の転出者が27人と4年間では突出した数値が出ている状況にもあります。

いずれにしても、地域の方がゆとりと夢を持ち、町で安心して暮らすことができる、安心して子育てできる施策を通じた環境整備による町の魅力の底上げがいわゆる定住促進

の人口減少対策につながるものと考えています。

次に、3点目に「町民の老後の安心を担保するための訓子府福祉会の運営に対する支援策」についてのお尋ねがございました。

社会福祉法人訓子府福祉会では、現在、特別養護老人ホーム静寿園、老人デイサービスセンター、軽費老人ホームケアハウスほなみを運営しております。

その中でも特別養護老人ホーム静寿園につきましては平成2年4月1日の開設以来、安定運営を続けておりましたが、介護保険制度の導入後、介護報酬の引き下げや待機者の解消などの理由などによって、将来を見据え経営の安定を図るため、平成26年には特養10床とショートステイ2床増床の大規模改修をし、その際、町は全額補助による支援を行ったところであります。

その後も介護保険法の改正によりまして、介護報酬が引下げられたことや入所の基準が原則要介護3以上になったことから、入院される利用者が増え、介護報酬事業収入が経費を下回る年度が続き、これまで積立金でしのいできましたが、令和2年度末にはその積立金がなくなる見込みとなりました。

そのようなことから、この度、社会福祉法人訓子府福祉会から運営支援にかかる要請を受けたところであります。

しかしながら、平成28年度に最初の打診があつてからこれまで、訓子府福祉会には経営の再建を求めてきたところであります。

経営コンサルタントが行った昨年の経営分析では、経営を圧迫する要因の一つとして、人件費率が高いと分析されています。「付加価値額が徐々に減少している一方で、常勤職員数は増えているため、当然生産性は年々下がり続けており、憂慮すべき事態」、「人件費の縮減を図ることも必要」と見解を出しています。

しかし一方で、人員を増員しグループケアに取り組み、利用者の介護度の改善や介護員の負担軽減を図ることができたのも事実であります。

議員のおっしゃるとおり、町民にとってなくてはならない施設であり、この度の補正予算において、経営アドバイザーの委託にかかる経費を支援する提案をさせていただくこととしました。経営再建に向けて経営コンサルタントからのアドバイスを基に、今、何が必要かを静寿園の職員一丸となって検討していただき、経営改善計画を立ててもらいたいと考えているところであります。

町としましては、毎月の経営アドバイスならびに経営改善計画を示していただいた上で、静寿園の存続に向けて、前向きに今後の支援策を検討していきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） それでは再質問をさせていただきます。

一つ目の政策や公共事業等への町民意見把握とか反映について、再質問入る前に非常に関連があると思われることをまずお聞きしたいと思います。施策の町民意見の反映と大いに関係するものとして、公職の候補者が公約を有権者に広く届けることは不可欠かつ、ある意味義務でもあります。全員協議会で町長から説明のあった選挙期間中に許される、いわゆる町長選挙の選挙ビラですけれども、町長選挙ではA4版、都合5千部の作成、配付が

公職選挙法で許されております。当時菊池候補はうっかりA3版で作成し、大きさ違反で配付できなかったとの説明がございました。これだけを聞くとですね、陣営内のミスにより配付を放棄せざるを得なかったという話に聞こえますけれども、事の本質はですね、有権者の公約を知る権利が守られなかったということではないでしょうか。選挙ビラは1枚、1枚、証紙を貼って配布するほど配る側にも読む側にとっても重要な公式なものであります。町長は4回目のベテラン候補者として、町民に対する基本的責任を果たせなかったのではないかと私は今でも思っております。制度上、無投票当選という結果に目立たないだけで、通常行われるべき、十分な選挙活動が展開されなかった。私は前代未聞だったと思います。公約を知る権利が守られなかった点について、認識、あるいは、もし反省等があるとしたらお聞きしたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほど私が再三にわたって、このことについてお話をさせていただいておりますので、これは候補者として、ある意味では町民に広く知っていただきたいという点では強制されるものではありませんけれども、当然のこととして私は町民に過去4回についても同じように、3回ですか、させていただきましたけれども、今回その点では機会を逸したということは事実であります。それからもう一つは立起にあたっての、さまざまなマスコミの取材に対する大まかなことについては新聞報道でさせていただきましたので、この点ではそれをより具体的にしてくというのは今回お示しした町政執行方針であり、このことは今度の広報で、あらためて全文を毎年やっていますけれども、掲載をして町民に届けるということをやっていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 今は選挙ビラ、告示後の選挙ビラの話でありますけれども、告示までの期間は通常、候補予定者は後援会活動などの政治活動を通じてですね、町民と向かい合って、後援会パンフレットなどを配りながら、自分の考え、いわゆる公約につながるものを訴えたりですね、運動を展開する訳です。この段階でもこれらの活動は自主的に公約といえると思っておりますけれども、告示後の選挙ビラは、今、町長からも説明あったように配られなかったということではありますが、さかのぼって、後援会活動では告示日まで候補予定者だった菊池さんは、町民に対してどのような訴え方、活動をされて、今この席に座っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これはね、山田議員ね、ちょっと理解していただきなきゃならないんですけども、現職としての、政治活動と政治運動とは違いますけれども、私自身が2月になるまで立起表明をできないでいました。それはさまざまな条件があって、立起表明ができませんでしたから、2月以降、3月、4月によって、これらのことをやれるか、やらないかというのは、後援会の判断も含めてですね、私は今回は事前運動にも関わるという問題もございましたので、控えさせていただきました。しかしまあ後援会や数多多い団体、それから職場、そういうところに行ってはご挨拶に伺ったり、今後も引き続き、町民にすべての町民にやさしいまちづくりについて、実施してきたいということをやってきた思いであります。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 政治活動というか後援会活動というのは、その方の自由な活動ですから、全くやらない場合もあるし、いろいろなやり方があることは事実であります。そういう点では自由であります。しかし、町のリーダーになろうとされる方は広くですね、政治活動も告示後も含めて、町民に訴え、町民はやっぱりその公約を知る権利があると思いますんで、私は非常に、私だけではありません、これはいろいろお話聞かせていただいて、そういう指摘が、または違和感がすごくあったということでもあります。これは大事なことなので、この議会という場でもきちんとご指摘申し上げときゃならないなと思っております。それで今、質問という形で行わせていただいております。それで、町長、今言われたように、新聞等で訴えるものは一定程度訴えたんだということでもありますけども、新聞というのは一部の購読者向けの情報でありましてね、それが平等に広く町民に行きわたったという理屈に使われるのはいかがかなと思いますし、それは指摘をしておきたい。ただ、このことを深堀りする気はありませんので、指摘にとどめておきたいと思っております。それで質問の本来のテーマに続く訳であります。後援会活動や選挙活動で私としては正式な公約が伝えられていない、広くですよ、町民に、そういう思いの中で、町長は当選後、今言われた新聞等で政策、事業名をいろいろ出されております。このような事業名、また目新しい事業名もあったようですけども、このやり方というのは結果としてですよ、結果として私は後出しになっているんでないかなと思います。町長が意図して後出しになっていないという面も今、ミスも含めてありましたからね、必ずしもそんなうがった見方はしていないんですけども、結果として、そういうことになっているんでないかなと。これは私の感想ではなくて、私が町を回らしてもらっている間、多くの予想以上の町民の方が異口同音に申されておりました。そういう何て言うんでしょうね、認識に立ってですね、今後、特に町長、広報広聴は相当ご自身ではやられていると思っていらっしゃるようですし、先ほども回答にありました新しい条例に基づく新まちづくり推進会議等も活用しながらということもありましたけども、やはり民主主義というのは、結論が先にあるんでなくて、経過といいますか、進め方を大事にすることではないかと私は思っているんですね、今、例に出された新まちづくり推進会議も結構ですけども、極力ですね、直接、町民の方のご意見が行政に届くような、直接的な手法をなるべく活用いただくことがいいんでないか。これ何でもかんでもではありませんよ。大きなものだとか、目新しいものとか、何て言うんでしょう、利害が向き合うようなものとか、いろいろあるかもしれません。取捨選択されて、直接町民のご意見をお聞きする手法をなるべく活用するお考えはございますか。

○議長（須河 徹君） ちょっと待ってください。

山田議員、今の質問の中でですね、本来の質問に戻りますという発言がありました。ということは前段の質問は非常に私も通告書は多少かけ離れなかったという感じを受けました。本人もそれを認めている訳ですから、当然、通告書に従った質問に、従っていただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 2点ちょっと事前の話で私はやっぱりお答えしておかなきゃいけないと思います。マスコミの問題であります。これはマスコミの方々は取材の自由があります。私たちはその取材に答えていきます。その時は誠心誠意、自分の思っている政策や考え方を明らかにしていく。これは一つのある意味では大事なマスコミ対応というのは姿

勢ではないのかなというふうに思います。確かにそれは全部の方が読んでいる訳ではない。だけでも、基本的な姿勢としては放送のメディア、さらには新聞、雑誌等も含めて、そういう真摯にですね、自分の政策的なことを、考え方を主張していくということは、より多くの町民に知っていただくという点では非常に大事なことだと私は理解しております。

もう1点です。私は例えば選挙運動でですね、戸別の訪問、それから後援会入門の、山田候補も含めて全部の入会のあれも見せていただきました。そしてそれに項目ごとに各候補者がやっているということは、これはすばらしいことだなというふうに思いました。私もそういう点では町長として4期目、どんなことを考え、どんなことをやってきて、どんなことが必要なのかということのこれを作成したということも事実もありますから、私はその点でいうと、残念ながら今回はそれができなかったと。逸したという点は認めざるを得ないと思います。

それとやっぱり現職というのですね、もうご存じのとおり、ほとんど体があかないということが今回の4期目は特にそうでした。だからやっぱり公務優先ということを考えていくと、なかなか地域の中に入って、土日あるいは休日含めてですね、政策的なことを訴えるという時間はかなり制限されたというのも事実でありますので、そういう点でいくと、後段の質問になりますけども、今後、私が進めようとしていることをいろんな方法を通じてですね、より町民の方に知っていただく。あるいは状況によっては議論していただく。こういうことが政治家として当然求められる。町長としても当然必要なことではないかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 議長から注意ありましたが、本来の質問といったのは私の言葉のあやで私自身に関連あると思っているから質問している訳でその辺はご理解をいただきたい。なぜかという一連の町民の知る権利の話は私している訳ですから、ちょっと先ほどのつなぎの言葉は自分で訂正したいぐらい不適切だったかもしれません。それで続けますけども、私ね、町長がね、選挙ビラ配らなかったことのミスを責めたりする気はさらさらありません。現に作られているんですから、不幸な話だったなと思っております。一番、問題を感じるのは、結果として町民に正式に届いてなかったのに、何て言うんでしょうかね、あたかも届いていたかのように見える、その後の流れのことを特に気にしている訳です。一例挙げるとですね、ドッグランという何か事業名、新聞に載っていましたね、多分、犬の運動場だと思います。この全く唐突感のある町民も聞き慣れない、既に町民からこれは何なんだという心配する電話なりお言葉も私のところ届いておりますけども、この唐突感のあるドッグランが新聞の取材で町長の口に乗った経過を教えてください。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 唐突と言われれば、山田議員から言わせれば唐突、私から言わせると、やろうとした政策の中の表明の中には落ちてしまったということが実態であります。で、まちづくり推進会議、この中でもドッグランの設置をぜひお願いしたいということも私の前でも言われておりますし、これは前向きに検討させていただくと。それから犬を愛好している方々からもですね、やっぱり大空町が今、管内で設置しているのかな。そういったことをですね、そんなに大した土地もないから、いらぬから、ぜひドッグランをやってもらえないかって声はありましたので、それは唐突というよりは政策として、これが

らも私は町政執行の中でも挙げていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 町長なりに経過があったという、今の説明だった、答弁だったと思います。要はだから、私が言っているのは、多くの町民が、町長が示されたドックランに今、例挙げていますけども、それをどう感じるかということを行っているんです。だから町長が、いや唐突でないよって、山田議員はそう思うかもしれないけどって、私は後ろに声を聞いて、ここに臨んでますからね、町民のお声を聞いて、だからそういうこともあるのかというような受け止め方をまずしてもらうことから始まるんでないかなと思って、今、答弁をちょっと小首を傾げながら聞いております。これをたまたま例に出したように、町民の皆さんはすぐ反応を示しています。最近、近年はいろんな大きな事業が続いております、町民の皆さんも行政の仕事の仕方については、すごく注目度が高まっているんです。この認識はですね、議員はもちろんですけども、町長をはじめ行政の方ではしっかり受け止めていただきたい。町長はこれらも含めて今後の政策の説明の中でやっていきたいということでもありますから、期待をしますけども、この今も出た新まちづくり推進会議、これは全然否定するものではありませんけども、要は町民の直接的なご意見を把握して政策に反映するシステムのことを私は強調しておりますので、ちょっとどうも、こうやって議論しても、かわされている感が強いんですよね、私のはっきり聞いているはずですけども、直接的に町民の意見を把握する手法をもっと多くしてくれませんか。ものによつてですけども。今はっきり聞きましたけども、これについてはどうですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町民がそういうまちづくり推進会議やまちづくりに対して非常に注目していると。これはどうしてでしょうか。私はお任せ民主主義の時代から町民主体の町民主権のまちづくりをしていかなきゃいけないということで私も努力してきた。議会も議会基本条例等を通じて主権者として一人一人が意見を言う。そういった町が少しずつ進歩してきた表れだと私は思っています。それから町民のより意見の直接の意見を聞いて寄り添った意見を聞くべきじゃないかって、全くそのとおりです。これはまちづくり推進会議が新しい新町づくり会議が今までのまちづくり会議は私が全部司会をやって、そして関係課長が経過の中で全部出席してやり取りをしていました。今度は私はものによっては当然受ける側、あるいは状況によっては町長に対して意見を言うていただくことに対する受けなきゃいけないというものもありますけども、直接的には会議の運営は住民に任せる。そういう改善をしました。委員の中から最終の委員会の中で委員の中から、とは言っても、やっぱり町長はこういう会議にできるだけ出てですね、意見を聞くという姿勢をですね、持ってほしいという要請があっても当然だということの回答をしています。先ほどの答弁でも言いましたように、まちづくりの意見募集やまちづくりトークやアンケート調査、ありとあらゆる状況を使いながら、私は開かれた町政、より町民に寄り添う町政を進めていくというのが私の基本姿勢だと思っています。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 町が新しい条例を作られて新まちづくり会議ですか、それは全然否定もしないし、大いにやっていただきたいし、一歩前進だと私は思っています。それは全然否定する何ものもありません。私が今言っているのは、ものによっては、間接的な

代表の意見を聞くんでなくて、町民に直接意見の聞ける、簡単に言うとアンケートとかです、いろんな手法ありますよ、目安箱とかです、意見のない人は入れないんだから、目安箱を例えば開設したら、それは平等に開かれたことになりますんで、そういう直接的なことを聞いております。何かなかなかかみ合わないのが残念ですけども、そういう直接的なことを言っているんですけども、これは最後にいかがですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） どうも私の言っていることを理解できてないようで、私はアンケートや、あるいは意見を聞く、意見の募集やアンケートやフリートークをやるって言っている。それ、どこが違うんですか。これ反問権じゃありませんけど、ちょっと言っている意味を理解していないんじゃないかね。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） あのですね、確かに回答には書いてありますから、それは信用せざるを得ないんですけども、その、町長、それではですね、その判断、この手法を使う時はどういう基準で判断されるか、最後にこの点だけは聞いておきます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間ありませんからあれですけども、ものによって、やり方を、やり方というか、意見を聞く方法というのは提案していったり出していくということになります。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） ぜひ積極的にこの手法を活用していただきたいと思います。

それでは、二つ目に移ります。

子育てと教育と福祉の事業の定住や人口課題への連動であります。

町長、4期目で、子育て、教育に一層力を注ぎたいと述べておられます。町政執行方針でも子育てするなら訓子府、教育の町訓子府とうたわれております。この語句の調子、響きからいって、どちらかという町外向けの感じをします。まさか町民に向かって子育てするなら訓子府っていうのも、ちょっとなんですから、おそらくそういうことなんでないかなと思います。これは多分ですね、多分というか、私の思いですけども、子育て、教育の振興を引き続き推進していけば、本来の成果に加えて、少なくともモデル町としてですね、訓子府に住み、家を建てたいという、移住、定住の共感や支持につながるし、つなげていくべきからではないかなと思って、私はこれ受け止めて、読ませていただいておりますので、ただ、これら、子育てするなら訓子府と教育の町訓子府の具体的な対応としては関連機関の連携とか、多面的な対策という、ちょっとあいまいな表現であります。訴える力も少し弱いかなと思って読まさせていただきました。町の戦略的な発信力を高めることについてはもう繰り返し私がお話をさせてもらってきておりますけども、移住、定住との連動にしばったですね、あれですよ、本来の子育てや教育はもうしっかりやって、成果も出るという前提ですけども、それと移住、定住のテーマを連動させた今後の思い、あればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 執行方針の中でどこまで現実的に具体化できるかどうかという問題はもちろんありますけども、一つはやっぱり政策は私どもの町、5千人の町の町民に対

して、このような町を作っていきたい。そのことが結果として、この町で子育てをしてみたい、行ってみたいということに発展していくのではないのかと。その点でいくと、子育てするなら訓子府、教育の町訓子府をさらに推し進めますというのは、高校生までの医療費の無料化をやっていきたいと。これはいろいろな議論ありますけども、財政的な問題とかありますけども、基本的にはやっぱり、そこまで持っていきたいと。そして、こども園の保育料を無料化にしていきたいと。願わくば給食料も考えたいと。そうすると経済的な理由によって、訓子府の町で子育てしたら、こんな素敵なことがあるっていうのは、今でもいろんな人たちが町外から住み続けて、住んできているという方もおりますので、これらのこともやりたい。それから一般質問にも出ましたけども、こども園や、あるいは子育て支援センター、学校等に対する、うちは支援員、補助員、それから講師等も含めての配置というのは非常に過重なほどといったら怒られるかもしれませんが、かなりやっています。でもこれはこれらについてもどんな子どもたちというよりも、体の丈夫な子、弱い子も含めて、こうした子たちがやっぱり訓子府に来たら、安心して学校に通える、施設に通える、願わくば今、教育長さんに検討してもらっていますけれども、訓子府高校もそういった対応含めてですね、何とか訓子府高校も入学者が増えるような努力の中でも、こういったことの高校の支援というのも含めて、総体として子育てする施策を拡充しながら、広く対外的に訴えていくということが今、必要なのではないかなと。これは本当か嘘か私は確認した訳でないからわかりませんが、例えば農業試験場なんかの職員なんかに言わせると、やっぱり訓子府子育てするのは最高だというふうな、ホクレンも含めてですね、こういう話はもういろんな方から聞こえてきますので、一層、住宅政策等も関連させながらですね、そういう子育て環境を前進させていかなきゃいけないと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 今、町長が述べられた政策と成果ですか、私も全くほぼ同感。子育て、教育、福祉に関しては訓子府は進んでいると私は思います。これはもう何て言うんですかね、我が町のテーマみたいなもので、ずっと実績を重ねてきていると思います。このことをですね、外に、内外でいいんですけども、積極的に戦略的に総合的にというか、いろいろ言い方ありますけども、事業の成果とこれからやられる事業を一つにした積極的な発信をすることによって、先ほども言ったように、僕は移住、定住につながってくると思う。結果としてですね、それで町長は昨日でしたか、どなたかの答弁で農業と商工業の振興を合わせて定住というか人口の問題、これからやっっていかなきゃならんというようなご認識を示されておりましたけど、全くそのとおり、私は全く同感なんです。それで、町長が7月に一部やると言っていた機構改革、全体的には4月に来年ずれ込むようですけども、この中にこの戦略的なPR、事業の推進も含めてですよ、推進も含めて、成果も含めて、これからも含めて、そして戦略的なPRをする部門というか、機構改革を考えられているかどうか、これは短くお答えいただければありがたいです。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これはですね、来年の4月も視野に入れながら頭に入っています。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） これは僕、長い間、町長、耳ダコになるぐらい言い続けておりますので、やはり事業の連携というか、効果を出すという点で、これほど、いや私別にこ

れ日本のはじめての発案者でも何でもありませんからね、先進地で行われている、先進地では普通のことですんで、ぜひ町長の今のお言葉に期待をして、我々も協力をして、訓子府の移住、定住が少しでも進んで、これ人口増やすことは無理ですけども、減少の右肩下がりのグラフが少しでも坂が緩やかになるように、そのことが町の力、町民力を増進することにつながると思いますんで、ご期待もし応援もしていきたいなと思っております。

それで最後に2点目の最後ですけどね、これに関連して私が願わくばですね、移住、定住に特化したプロジェクトを立ち上げてほしいと思っております。道は移住、定住フェスティバルだったかな、フェスというような名前の移住、定住に熱心な自治体支援のプログラムを確か持っていると思います。道の資料では我が町に隣接する北見市、津別町、陸別町等々は本事業で一定の成果を出してるやに聞いております。地図が載っておりますんで、ちょうど訓子府のところは白いんですね、ドーナツみたくなっておりますんで、先ほど言ったこととほぼ私はこれからするということを加えて戦略的につけて言った、これからするものの一つに移住、定住に特化したプロジェクトを、機構改革の中でされるのかどうか、それはいろいろこれからあるでしょうけども、特化プロジェクトによる魅力的な移住、定住策はきっと我が町には絶対あるはずですよ。町長、いろんな成果上げてきていますからね、絶対あるはずですよ、それを新しい仕事として組織化していただきたいと思っておりますけども、特化プロジェクトいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日もお話しましたように、定住の自立圏構想の中に1市4町がそれぞれ同じように定住や、あるいは移住、定住の問題を触れていると思いますので、これらも政策的に共有できるのか、あるいはまたそれぞれ単独がやらなきゃいけないのかってことも含めてですね、市外から、昨日、上士幌と西米良村の話をさせていただきましたけども、やっぱりいろんな子育ての政策等々上げながらですね、本州からも住民を呼び込むという、上士幌の竹中さんのやり方なんか参考にしなごうですね、検討しなきゃいけないなと思っておりますので、やりますかどうかというのをこれから検討させていただきますので。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 私はですね、やっぱり昨日の町長の答弁の3本の柱を力入れていきたいの中にある定住っていうんですか、人口問題っていうんですか、言葉別として、そのファクターっていうのは、これからの訓子府のまちづくりのもう必然でそこいくと私は信じているんですね、個人的に、そういかないと町は、いかないとね、商工業もね、ちょっと厳しさをさらに増すでしょうし、やはり新しい住民の風を巻き起こして交流を生み、町を少しでも元気にする意味でも、この移住、定住のお仕事は私はもう訓子府のこれからの必然だと思っておりますんで、今、検討されるということですから、期待もしながら見守り、応援をしたいと思っております。ただ1点、北見を中心とした例の構想はちょっと私は若干懐疑的で、これ横にそれちゃいますから、一言だけ言っときますけども、どうも合併のにおいするんですね、私はですよ、国の狙いは何にあるのかなと考えた時に、そのにおいが結構、私はしますんで、町長慎重にウインウインで対応すると言われてますから、それも信じながらいきますけども、自主的なでき得れば自主的な訓子府スタンダードとしての移住、定住プロジェクトに期待をしたいと思っております。これはご回答いただきましたん

で、私のちょっと表明をしながら、次に移っていきたいと思います。

三つ目であります。

訓子府福祉会の運営に対する支援でございます。

回答をいただきましたけども、昨年の経営コンサルでは憂慮する事態で人件費の縮減を図ることも必要とされております。町としては訓子府福祉会の運営の状況を客観的にですね、情報をほしいということもあって、おそらく今回、約70万ですか、委託に対する補助を上程されていると思います。そのことについては何ら私は言うことはないんですが、去年のコンサル、そしておそらく想像するに、入りと出のですね、バランス論で絶対くるんですよ、これアドバイザーとかコンサルというのは、あの商売人というか、経営という観点でしか見ませんからね、入りというのは、もう国からの金と利用者からのお金と貯金ですね、出は施設運営に掛かるお金と大きくいうと人件費です。必ず単純、人件費抑制論できます。もう大体私はわかります。アドバイザーの答えは出てきます。それ、仮定で言っている訳じゃなくて、アドバイザーのことはちょっと置いてもいいです。人件費抑制論に対する、町は何か人件費高いというような認識もちょっとお持ちなようですけども、果たしてそうなんでしょうかね、私が聞くところによると、近隣の施設の中では中ほどに位置していて、高くもないし、低くもないと私は認識しているんですけども、町の訓子府福祉会の、福祉会のっていうか、静寿園の給料というか人件費はどう認識されているんでしょうか。高いんでしょうか。お聞きします。

○議長（須河 徹君） ちょっと待ってください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 訓子府福祉会の助成の要請に基づいて、人件費が高いと町は認識しているのではないかとのご指摘でございます。これにつきましては、昨年度、経営診断を経営コンサルの方で出させていただいておりますけれども、それを見ますと、やはり札幌周辺と同等の給料といたしますか、特に役職の付いている方は、やはり通常よりも高い。だから入ったばかりの若い方たちはそれほど、中というか、それほど高くはないという回答をいただいております。ですので、昨年から、昨年、一昨年からですね、この給料に関しても静寿園と担当者レベルでは話をしてきておりますけれども、若い方の給与は下げる訳にはいかないと思うんですけど、役職付きの方を上げ幅を少なくするといいますかね、そういったことも必要ではないかという提案はこちらとしてはさせていただいているというのが状況であります。管内においては比較的高い方ではないかなとは認識しております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） こういう団体というか施設というのは、ほぼ設備や備品除いたら、もうマンパワーで動いていますよね、もう人で動いている。して、施設間での引き抜

きって言葉が適切かどうかはわかりませんが、異動がすごい盛んで、もう比較になりますからね、して、過去も訓子府福祉会はちょっと体制が危うくなったことも、見聞きしているし、記憶もあります。それでやや高いんでないかという町は認識をもっていると。私ですね、3月、4月、盛んに町内を回らせてもらった時に、後期高齢者を中心というか、75歳前後を中心ですね、特養に対する期待がすごい強いですね、これ町長、おそらく知っているんでないかなと思います。理由を聞くとですね、在宅介護なり福祉なりに対する不安があるんです。正直言って。それは家族制度の近年の、近年というか、近世のというかわかりませんが、激変もあるでしょうし、いろんな理由の中でお年寄りは心配している。やっぱりですね、人件費に手を付けるということになると、マンパワーの体制が不安定になって、この訓子府のお年寄りたちの切実な思い、静寿園が安定的に存続していくことに対すること、お年寄りの気持ちに寄り添うことにならないんじゃないかなと。すごく心配をしています。今から。どうなるかわかりませんが、アドバイザー、おそらくそうなるんでないかなと心配をしているんですけども、町としては、性格別支出科目に制限を設ける、設けるというか、制約のあると言った方がいいか、支援、要するに人件費を外すというかね、人件費はあなたたち下げなさいと。他の部分は何とか面倒みましょう、簡単に言うんですけどよ、そういうような考え、底流にあるんでないかなと思いますが、町長どうですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 平成元年に建設された訓子府福祉会の特別養護老人ホームは、私どもの町の介護保険体制にとっては欠くことのできないことだというのは議員ご指摘のとおりであります。で、残念ながらというよりも、今の政権は福祉の法人の基金の積み立てがあまりにも多すぎると。そのことによって介護報酬を下げてですね、吐き出させようという考え方からスタートしたんじゃないかなというふうに私は思っています。そのこと自体が実態をちゃんとわかってないというふうに思っていましたから、私はその点でいうと国の介護保険体制のある意味での介護報酬を引き下げたということに起因しているということは事実であります。で、前回も言いましたけども、公明党の集まりというか、あって、その政調会長に私は言いました。やっぱり介護報酬含めてですね、もう1回国は見直すべき時期にきているんじゃないのかと。見直すというのは、下げるとのことじゃなくてね、そうすると介護保険料や市町村負担が多くなるから、町長それは一概に言えないんだって、もう全然話にならないという状況でした。その時に要望書を出した、要望というか作っていただいた、福祉会から作っていた資料でも、全道、全国の平均から見ると、うちの町がどうして赤字になったのかというのは、まさに人件費です。これはそれぞれの理由はあるんでしょうけども、しかし、他の福祉団体や等々を比較して、わかりましたと。赤字部分100%補填しますからなんてことには私はならないんじゃないかと。自助努力もさることながら、そして議会にも福祉会の説明も必要でしょうし、含めて、客観的に今どうしなければいけないのかということを含めて確認し合うということがこれから必要ではないか。そのために人件費の削減なのか、これからもうあそこ30年近くたってきますから、施設の建て替えが出てきます。等々含めた財源の分担といいましょうかね、そういったことも含めた見通しを立てていく時期に、ちょうど今きているんじゃないかと。その点では、コンサルがどういう結果を出してくるかってことも楽しみにして、最終的に福

社会がスタンスをこれから協議して進めていきたいと考えています。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 私が所属する政党が国の与党でして、非常に町長から今言われたことは耳痛いし、その部分は私は全く賛成していない。お年寄りっていうの、この訓子府の町をですね、作って、長い間支えてきてお年を召されて今、高齢になられております。この人がですね、この方々が、この期に及んで、こんな心配をしなきゃならない国の政策ってなんだろうと自問自答しておりますけども、ただですね、強い与党だから考えを変えろということはなかなか期待もできないということも含めて、今、町長言われたことは、私にはこういうふう聞こえたんですよね、みんなでこれからの静寿園、訓子府福祉会のありようを考えよう。コンサルの、コンサルってアドバイザーの結果も見ながら。人件費は高いと思っています。だからといって、その健気^{けなげ}なって、私回ってて思いましたけども、お年寄りたちは健気に心配をされている、そのお年寄りの不安を増長するような道だけは訓子府町としてとるべきでないと思いますんで、人件費が今後の支援の対象から外すなんてことはあってはならない。ただ程度はありますよ、額の限度だとか、程度はあります。パーセントの、パーセンテージの、けども今後の支援、激励も含めて支援にあたってはですね、はなっから人件費を支援の対象から外すというようなことは私は結局お年寄りにしわ寄せをいかすことになる。国に対する不満は置いときながらですね、一方では置いときながらですけども、そういう考えで町はいつてほしいと僕は思う。あの町長聞かれたと思う。額だとか、パーセントは別ですよ、全額丸抱えなんてことにはならないし、そういうことは逆に町民も理解しないと思う。けども、それこそ私が主張しているように、広く、この場合なんか特に意見を聞いてもいいと思いますけども、町民の皆さんになるべく直接の、そういう中でどこに落としどころあるかという点では始めっから除く正確、性質別支出科目なんての作らないということ、でいつてほしいと思いますけども、額はともかく、パーセンテージはともかく、いかがですか。よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 人件費削除ありきなんて、ただの一度も申したことはない。それは総体として未来永劫にわたって安心して継続を続けられるためにどうしたらいいかという視点でコンサルをお願いし、答申をお待ちしていると。同時にまた福祉会が中心ですから、福祉会として、その受けてですね、どういうことを今必要なのかということ。例えば年間、何千万円か赤字になったと。それが町が全部みるかどうかという議論がこれから出てくると思うんですけども、まずはその点でいうと、お年寄りは誰も不安なんかもってないと思はいますよ、町がやめるだなんて誰がおっしゃってますかって話です。だから安定的な経営をする入ってる人たちがやっぱり入ってよかったな思えるような特別養護老人ホームを維持するために、私たちはどうしたらいいかという議論をこれからしていかなきゃならないなと思はいますので、ぜひ、先ほどの質問でありますけども、応援団になっていただきたいと思はいます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 町民、特にお年寄り、お年を召した方々は素朴な考え方をされますし、私も町は静寿園をなくすだとかですね、そんなことにはつながらる訳もないし、そんなことは考えてないと思はいますし、議員も考えていないと思はいますよって言いましたけ

ども、私が言っているのは、在宅介護、在宅福祉に対する不信、不満という心配があるもんだから、特に特養には大きな期待を寄せているということでもありますんでね、その点では人それぞれの状況がありますし、非常にわかると思います。町長から今、検討はこれからだと。特に今の時点で壁を設けているという訳ではないかという言葉いただきましたんで、私もそのとおりにいくべきだと思うし、静寿園にも、静寿園というか訓子府福祉会にも一定程度、今までも頑張っていますけどもね、一定程度頑張ってください、どこにみんなが大体納得いく最大公約数があるかというのは、みんなこれからいくということで私は受け止めさせていただきましたんで、そのようにぜひいってほしいし、私も協力は惜しまないと思います。これは今、町長と同じ見解を私は繰り返し言っただけですんで、質問ではありませんので、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（須河 徹君） あと1分です。

町長。

○町長（菊池一春君） 最後のまとめということで私自身もですね、国が在宅福祉ではなくて、施設介護でなくて、在宅介護の方向で出していると。しかしこの農村において、そういう考え方が通じるかどうかということがあります。やっぱり施設介護も重要な役割を担っているということはどうやって理解していただくかと。同時にまた昨日、お話しさせていただきましたように、きたみらいやですね、関係の経済団体も含めてですね、一緒になって今まで頑張ってきた高齢者を見守り、あるいはまた励まし続けるかという体制をどう作るかということが今問われているのではないかなと思いますんで、今回、特養だけの話になりましたけども、あらためて福祉全体の政策のきめ細かな政策の具現化を私たちはしていかなきゃいけないなと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 7番、山田日出夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

これによって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時12分